

議 事 日 程

平成 28 年第 2 回 浜中町議会定例会

平成 28 年 6 月 16 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 33 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 34 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 5	議案第 35 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 6	議案第 36 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 7	議案第 37 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 8	議案第 38 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 9	議案第 39 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 10	議案第 40 号	工事請負契約の締結について
日程第 11	議案第 41 号	工事請負契約の締結について
日程第 12	議案第 42 号	財産の取得について
日程第 13	議案第 43 号	平成 28 年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 44 号	草地の設置委託契約の締結について
日程第 15	議案第 45 号	施設の譲渡契約の締結について

日程第16	議案第46号	平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第17	議案第47号	監査委員の選任同意について
日程第18		議員の派遣について
日程第19		閉会中の継続審査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会 運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

次の通告者、3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 役場庁舎建設について、一般質問を申し上げたいと思います。

平成27年第1回定例会において、新庁舎の建設場所について、町を二分する形で意見が分かれる中、現役場裏山に建設という町長提案に、町民に対する、丁寧な説明ともしっかりと議論を尽くすべきとの私達の要求に、町長は、緊防債の期限が迫っており、急いでいるとして条例案提出を強行し、結果、否決されました。

改選後の第2回定例会において、町長は、役場新庁舎の建設は時機を期したいとして、役場の位置を定める条例案の提出を断念されました。あれからちょうど1年、町長は、先の議会全員協議会において、現役場庁舎の耐震診断結果を踏まえ、現在地に建設する方向で、検討を進めると表明されたのであります。前回の提案は、老朽化著しい庁舎の建替えが急務として、緊防債の期限に間に合わせようと、急いでの提案でありましたが、今回は、危険性の根拠を高めるために、おおよそ結果が予想されている、耐震診断を実施し、その結果を、基にした再提案であります。町長の庁舎建設に対する、並々ならぬ決意を強く感じるどころであり、ある意味、本町のトップリーダーとして、逞しさを覚

えるものでありますが、残念ながら、私と考えが異なることは非常に残念でなりません。今回のように、賛否のある問題については、特に、丁寧な説明と政治家としての気配りが必要だと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

そこで、通告しております8点について、順次質問をさせていただきますので、ご答弁をいただきたいと思いますが、これまでの庁舎問題に対する質疑、それから、昨日の同僚議員の一般質問において、概ね、私の求めたい答えは出尽くしているのかと思いますので、別な視点でと考えましたけども、なかなか思い浮かびませんから、ある意味、これまでの議論の確認という意味も含めて、質問させていただきますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、一点目に、庁舎建設に向けた今後のスケジュールについて、改めて、事務的にお答えをいただきたいと思います。庁舎建設、本町以外にも、それぞれ、インターネット等で調べてみますと、沢山出ておまして、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、そして工事、それから庁舎移転と、このような順番で進められているのが、おおよそだと思います。そこで、改めて、基本構想、基本計画というのは同じようなものかなと思いますけれども、それも含めて、出来上がる時期と、議会対応の時期と含めて、順番にできるだけ、ゆっくりと事務的に説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 昨日、9番議員の一般質問でもお答えしまして、多少重複すると思います。その分については、お許し願いたいと思います。

昨日、お話ししましたとおり、今年度、まちづくり懇談会を予定してございます。時期については9月から10月ということでございますけども、その中で、町民の皆様には、ご提案というかご説明させていただきたいと思っております。その後、11月に基本調査設計費を予算提案ということでお話させていただきました。

ご質問にございました、基本構想という部分でございますけども、当然、私共も他の町を参考に見ております。基本調査設計と同時に基本構想なるものは考えられるべきものと思っております。基本調査設計は、当然、建設場所を定めてというか、おおよそ、決めてからになろうと思っておりますけれども、その段階で、同時に、基本構想という形のものになるかと思っております。その後、基本調査設計につきましては、29年8月までを予定し、その後、9月に実施設計の予算提案を予定させていただきたいと思っております。併せまして、同時に、提案後、実施設計を、翌30年5月までを目途に、実施さ

せていただきたい、併せて、同5月になりますけども、工事費に係る予算提案、当然、事業費は、相当大きくなりますので議会案件という形になります。6月に、庁舎建設工事発注、これは継続費を予定という形で考えております。事業期間につきましては、まだ確定ではございませんけれども、緊防債が延長されるということを考えますと、過去の前例を見ますと、3年間の延長ということになっておりますので、一応、そういう形になるのではないかなと、今、段階では想定でしかありませんけれども、31年度一杯を目途に進めさせていただきたい、というふうに、今の構想では考えております。現庁舎の解体工事、周辺整備につきましては、32年度になろうかと思っております。併せて、昨日もお話ししましたけども、避難道の整備、火防線を延長しての避難道ということになりますと、現庁舎が支障になりますので、庁舎解体後の着工になろうかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 確認しますけれども、基本調査設計と同時に、基本構想そういうものも示されると、これはまちづくり懇談会で、町民に説明した後に、出されるというごとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 当然、基本構想的なものがなければ、基本調査設計を進められないと思いますので、そのような形になろうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） そうしますと、今の予定でいきますと、この庁舎から新庁舎への移転はいつ頃になりますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 新庁舎への移転時期でございますけれども、可能であればですけども、本来であれば、新年度早々、4月から移転するのがベストかと思っております。ただ、期間がかなり厳しい。3年間、事業を着手してから、実施設計に着手してからですが、3年間であります。

工事費につきましては、20数億から、30億程度になろうかと想定されるんですけども、その工事費から考えても、工事期間も相当長いと。場合によっては、年度末ギリギリ、あるいは、もしかすると、1ヶ月～2ヶ月またがってしまうことも想定しなければいけないかなと思います。条件が整いまして、4月1日から新庁舎で、スタートでき

ることはベストだと思っていますけども、工事の期間ですね。それに基づいて、引っ越すという形になろうかと思います。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 大体、了解いたしました。具体的にはっきり分からないことは、当然のとおりだと思います。

次にですね、町長は、今年の執行方針で、防災センターについて、基本計画の策定に向けて作業を進めるというふうに申されました。この時点で、庁舎建設についての検討は、どの段階まで進んでいたのか。加えて、この、やっぱり、執行方針で、町長の庁舎建設の考え方を述べてもよかったのかなど。ここで、なぜ、触れなかったのかということが、私にとっては疑問に残るのですよ。その辺について、町長、ご答弁いただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 平成28年度町政執行方針では、庁舎の関係については確かに謡ってございません。ですけれども、現庁舎の耐震診断結果によっては、再度、検討を要しなければいけないという形で考えていたところであります。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今の回答でありますけども、耐震診断結果は、大きな重点的なことになると思います。そんな意味で、そのことを受けて、5月27日に説明しました。ですから、3月の段階ではそのことについては触れることができませんでした。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 前回の提案の時にも、庁舎はかなり老朽化が進んで、危険な施設だという認識のもとに、たまたま、緊防債という有利な財源があったので、急いで提案されたという事だと思います。この辺のことは、間違いのないと思うんですけども、そういうことからすれば、当然、庁舎問題というのは、引き続き検討されているはずだと思うんですね。それがなくて、やっぱり耐震結果が、数字的なことが分からなくても、危険庁舎だということは、当然、我々もそうですし、皆が理解、共通の認識であったと思います。そういうことからすれば、当然、引き続き、検討されていて良かったのかなと思いますけども、それまでは検討されていなかったというふうに受け止めます。

ということは、昨年10月に、町長は、再度、町長選に臨んで見事当選されました。その時の公約にも、私の知る範囲では、一切、庁舎問題については触れていなかった、

言及されていなかったと、私が、聞いていない所で発言しているかもしれませんから、その辺について、確認をしたいんですけども、このように、新しい町長、早く建設して安全な場所で、という強い決意があるのであれば、そして、町を二分するような、あいつた議論になった訳ですから、なぜ、町長選挙の時に、私の考えはこうだということを、公約として掲げなかったのかという点が、私にとっては、不思議に思うんですけども、その辺のことについて、率直な町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 現庁舎は、確かに危険と思って今日までいました。ただ、その事がしっかり出せるとすれば、当初は、高台移転ということですから、その事はあまり考えてはいなかったです、耐震診断も。高い所に建ててしまうという事で考えていましたから、そのことは考えていなかったんです。当初の高台移転の時は。ただ、この高台移転が、3分の2の関係で否決されたということを受けて、結果的に、今、高台移転は難しくなってきましたから、現庁舎が果たして、改修含めてですね、今は、改築と言っていますけども、耐震診断を受けてから、正式に言っていることですけども、そのことも含めてやっていました。

ただ、もう一つ質問ありましたけども、選挙公約の中で、庁舎のことは言わなかったんじゃないかということではありますが、そんなことも含めるとすれば、その時点では言いづらかったというか、公約として入れるのは、まだ課題がありましたから、外したことであります。決して、他の地区で建てるとか言いませんでしたから、挨拶の中では、そのように進めさせてもらっていました。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 現庁舎の耐震をして、改修等も検討しなければならなかったというような答弁ですから、理解はしますけども、私が思うには、やはり、あれだけ町を賑わした問題ですから、町長の考え方を、率直に選挙戦で述べて欲しかったという思いはしております。

次の質問に移ります。建設費の財源見通しについて、これまでも、繰り返し答弁されておりますけども、再確認の意味で、緊防債をこれまで再延長をそれぞれ要請してきており、多分、私の見通しでは、再延長がある確率が高いという判断なんだろうと思いますけども、その辺について、率直に確率的にどの程度なのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 緊防債の関係でございます。議員おっしゃるとおり、私共の方も、おそらく延びるのではないかなという観測でいます。道から、緊防債が、来年度以降もしあるとしたら、どういった要望があるんでしょうか、というような調査も来ているところであります。その際にですね、お話をさせていただきましたけれども、延びそうな雰囲気だ、ということでお伺いしております。そういったことからしてのお話をさせていただきたいと思います。

財源見通しですけれども、町としては、これまで度々緊防債ということでお話ししておりました。充当率は、100%、交付税算入率は、70%でございます。現時点では、延長が確定したわけではございませんので、確実に活用できるというようなものではありませんけれども、緊防債を活用させていただきたいなどは思っております。緊防債の関係につきましては、29年度以降の延長を、当然、町として要望してまいります。ただ、仮に制度が延長されて、緊防債が使えるとしても、この度、町長がお話申し上げました、現在敷地内を中心に、ということになりますと、高台移転ではございません。高台移転ではないということで建った庁舎全てが、緊防債の対象になるという形にはなりませんので、その辺が、ネックになろうかと思えます。浸水域を脱する階層部分だけが対象となり、残りについては、交付税措置のない、一般単独事業債、75%充当ですけども、それを充てるか、一般財源の対応で考えております。

また、仮の話になってしまいますけど、緊防債の延長がなかった場合については、浸水域を脱する階層部分については、防災対策事業債、これは充当率75%、交付税措置30%になります。こちらを充当し、残りについては、一般単独事業債を充当するか一般財源の対応と。防災センターを併設した場合ですけれども、当該センターにつきましては、社会資本整備総合交付金、都市防災総合推進事業補助率2分の1、こちらを活用しまして、補助裏につきましては、防災対策事業債を充当し、残りは、一般財源と考えております。緊防債の活用が可能となった場合の高台移転と、現在敷地内での建設を比較しますと、先程申し上げましたとおり、高台移転でない場合については、全部が緊防債の対象とならないということがありますので、実施年度における、町負担、一般財源、あるいは、一般単独債になろうかと思えますけれども、そちらについては、10億円程度、起債借り入れ後の交付税措置等を勘案した、後年度における実質負担では、7億円程度、現在地付近を中心に、建て替えた方が負担が多くなろうと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 次に質問しようと思っていたんですが、今、この現在地に建てるのと、高台に建てるのでは、負担額が変わってくるという説明もしていただきました。昨日の質疑ですら、緊防債、この事業制度の恒久化も、考えられるというようなお話がありました。仮にそうなったとすれば、建てる場所も含めて、もっと綿密な計画を練って、町民の理解も得ながら、建替えを実施していくということも可能かと思うんですけども、恒久化の見通しについて、再度、昨日も答弁されておりますけども、伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 緊防債の延長の関係でございますけれども、昨日もご説明申し上げましたとおり、通常であれば、11月あるいは12月に答えが出るのではないかと考えているところでございますけれども、昨日、恒久化のお話もさせていただきました。これは、町側から聞いたことではなく、先程、若干、触れさせていただきましたけれども、来年度以降の要望があるのかというような話を道の職員とした時にですね、恒久化も視野に入れられているようだというような観測のようなお話でありました。ただし、恒久化になった場合については、今までと比べて、交付税措置等については低くなることは想定しなければならないだろうなというようなお話でございました。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 次に4番目、建設場所を現在地とする場合について、防災対策の専門家なり、それから有識者、加えて町民の代表者、そういった人達の意見を取り入れるべきだというふうに、私達は、繰り返し要望したんですけども、なかなか、前回の議論の時には取り入れてもらえませんでした。ただ、昨日の答弁で、27年の4月というふうに聞いたんですけども、北海道大学大学院の田村教授、それから、群馬大学大学院の片田教授の参考意見の聴取をしたと答弁されたかと思っておりますけれども、その具体的な参考意見を聞いた、例えば、先生にこちらに出向いてもらって聞いたのか、その辺の事について若干説明をお願いしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず、北海道大学大学院の田村教授に関しては、ちょうど、どこの時期というか、町の仕事を委託している業者、札幌のコンサルがおりまして、この札幌のコンサルが常時仕事の関係上、よく相談に行っている大学の先生みたいです。

それで、僕らの方が、否決になった後、防災の学術者について、どなたかおりませんかという相談をしたら、快く引き受けてくださりまして、コンサルの担当者が、コンタクトする日程を何度か調整しまして、それで、4月に会うことができました、こういうコメントをいただきました。

それと、群馬大学大学院の片田教授に関しては、当時の企画財政課長でありました野崎課長が、前に、浜中町にこの方が来ておりまして、浜中漁協の沖出し等の、実際に、漁組でそういった相談とか、皆さんの意見とかを聞いて、となりの落石でまとめた、政策を見たり、見せたりした聞き取りをした経緯があります。面識等もありまして、それで、電話で日程等の調整を取ったんですが、なかなか会えなくて、電話では会えなかったようです。メールで資料等の送付をしまして、1ヶ月位経った後、4月に、片田先生の方から、昨日申し上げたような内容のコメントをいただきました。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） その田村教授とは、業者を通じて紹介してもらって、意見を聞いたということなんですけども、本町には訪れていないんですね。その辺の確認と、それから、群馬大学の片田教授についても、本町に訪れていないと、防災室長が単独で、それぞれ考え方を伺ったと理解してよろしいですか。その辺の事を確認したい。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） この3月の否決があった後ですね、それで、本当に先程言いましたけども、専門的な教授とかの部分で、1回どういうことになるだろうかということで、1度相談してみようということで、町長含めてお話をしました。それで各々、当時の企画財政課長と、私とで、各々コンタクトを取れるか、取れないかをまずやりまして、それで選んで、コメントをいただいた状況でございます。どちらの教授も、この件では浜中町には来ておりません。

答弁漏れです。片田教授は来町したことがございます。田村教授はございません。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） そうすると、あまり細かいことを聞いてもあれなのかと思いますけども、田村教授については、室長が直接お会いして、説明して意見を求めたと。札幌で、そう理解してよろしいですね。それと、片田教授については、本町に訪れたことはあるけれども、この件で、改めて、訪れて、町長とも含めてお話を聞いたということで理解してよろしいですか。説明をきちんとしてくれませんか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 田村教授については、私共の委託業務をしていたコンサルタントの担当者を介して、田村教授のコメントをいただいております。片田教授については議員のおっしゃるとおりです。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） それでは、田村教授とは直接お会いしていないということと、片田教授については、町長も含めて直接お会いして意見交換をしたというふうに理解してよろしいですね。確認ですよ。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 田村教授については、電話でのコンタクトで、何度か連絡しあったみたいです。そして、資料等の部分については、メールで送信して、4月になってから電話でコメントが返ってきたという状況でございます。片田教授についても電話とメールですが、直接会ってはおおりません。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 結論からいえば、両方の先生とも、直接お会いして、この件で町長交えて、意見交換した訳ではないんですね。資料を送って、メールか何かで判断を仰いだということですね。専門家の意見を聞いたということでは、それなりに評価できるかなと思いますけど、そういうことであっても、なぜ、反対している人達が、やっぱり専門家の意見も聞いて、庁舎問題に反映すべきだと盛んに言われていたにも関わらず、条例案が否決された後になって、そういうことになってしまったのか、非常に残念です。その辺、もう少し、早く対応できなかったのか、なかなか、お願いしても来てもらえないだろうというような、後ろ向きな町長の答弁も、これまでありましたけども、私は、こういうことを町民に理解を求めるのであれば、そうした、ちゃんとした裏づけというものはないかな、やっぱり説得力がないんだろうと思うんです。これ両方とも、去年の4月の段階で、専門家の意見を聴取したということですよ。昨日の質問まで、一切そのことは公にされていないんですよ。去年の議会改選後の、全員協議会も3回ほどあったんですけど、その時も、一切その説明もされていない。その辺はなぜなのでしょう。私は、そういうことを実施されているのであれば、そうやって、いわゆる、我々、反対している立場に、理解を求める努力というものはするべき、それが普通ではないかと、私は理解するんですけど、その辺、なにかコメントがあれば聞かせてください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この件に関しましては、昨年の9月の定例会でも、10番議員からもご質問がありました。その質問は、外部の視点からの提言を聴くべきではないかというお話でありましたけども、町長の答弁は、防災の専門家につきましては、町で求めても、大変難しい状況になるのではないだろうか。要は、町で二分していることに関して、難しいのではないかという答弁をしました。頼むにしてもです。このことについては、27日の全員協議会でもお話されましたけども、このコメントは、あくまで参考として取ったんです。参考であって、正式なものではないんです。そして、あくまでも高台移転の関係で取っている。貰っているんです。考え方として。資料としては、うちの中間答申、最終答申含めて、出していますし、町の状況、産業も含めて、全部含めて出していますから、あくまで、高台移転のコメントであったんです。そんな意味からすると、27年の3月に否決された時点で、6月に時機を期したいと言って、その部分については、報道では、白紙撤回というふうに書かれてますけど、その状態で、今日まで来て、たまたま、先月の27日に耐震結果を受けて、町長は、今度は、現在地ということの方角性を、次善の策として打ち出しました。そのことからすると、本来であれば、27年の3月の前に、このことができれば良かったのかなと思っています。ただ、その時に、もし、正式にやるとすれば、委員の選考、更には委員会の設置、更に、それに伴う予算も必要だとなれば、相当時間も要するし、そして、あの時期も3.11の影響を受けて、先程、言われていた片田先生は外国にも行っていて、会える状況ではないんですね。ですから結果的に、3月に否決された後に、コメントを貰ったんですけども、そういう意味からすると、ちょっと出せなかったと。また、正式なことではなくて、コメントとして貰っていますから、町長としては高台移転に関していえば、前段で、町長が決めて議会にかけ、否決されて、今日まで来ています。その意味からすると、出すのも難しかったかと思っています。これが、まだ、真っ白な状態の時に、このことをやるとなれば、可能だったかも分かりませんが、やはり、これも3.11の災害があって、初めて議会の中で対応されて、今日まで来ています。ですから、時間的に余裕がなかったというのも事実であります。以上、そういうことで、しっかり話せなかったのが本音かなと思っています。そういう状況であったかと思っています。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 状況からすれば、町長のおっしゃることも、私も理解できます。た

だ、残念ながら、いわゆる、今までの経過を見ますと、最初からそういった人達の意見を聴取するというこの考えがなかったというのが、私は、問題だったと思います。我々が指摘してから、なかなか、そういう暇がなかったということが、今の説明で、理解はできますけれども、最初に、私共が指摘した時に取り組んでいけば、あるいは、可能性としてはあったのかと。正式な委員会構成の中に入っていて、そこに、直接出席できなくても、それぞれの会議の報告をするなりしていけば、もう少し違った形での提案になったのか、という思いがしております。そういう意味では、残念な結果だと。そういった専門家の意見を、附すことによって、もう少し、町民の理解度も変わってきたのかな、という思いがするものですから、あえて、質問させていただいたところです。それから、これまでの質疑の中で、防災対策の専門家は、本町の職員だというふうな形でおっしゃられてますけど、確かに、防災、避難に対応する経験者ではあっても、私は、専門家という表現は好ましくないのか、というふうに思っております。確かに、これまで、何回も津波に経験をしている職員もいるでしょうし、若い人達は、そうでもないかもしれませんが、伝え聞いているということであれば、我々、内陸に住む人間より、はるかにそういった識はもちろんあるのはですけど、専門家という表現はちょっと違うかなと私は考えております。

それから、次の質問に行きます。新庁舎建設に関し、住民説明会、または、自治会代表者を対象にした説明会を、開催すべきというふうに、私は、思っておりますけども、これまでの質疑でいきますと、これまでの、まちづくり懇談会より、若干、早めて、前回同様の形で、まち壘で、町民に説明をすると、現在地に建てるということでの説明を行うということですけども、そうなってしまうと、町長も一昨年、あのような形で、まち壘の中で、色んな議論といたしますか、集中砲火といたしますか、なかなかきちんとした答弁もできないような状況になってしまったということも、我々も、反省すべき点としてはあるのかと思いますから、こうやって、再提案をするにあたって、私は、やっぱり、自治会代表者なりを一旦集まってもらって、そして説明をして、その後に、まち壘に臨むというような形を取ることの方がいいのではないかと思うんですが、そういったお考えがあるかないか伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 今年度、開催予定のまちづくり懇談会、おっしゃられますとおり、9月から10月に予定しております。5月27日の全員協議会でも、町長が、そのまち壘の中で、説明を考えているというようにお話しさせていただいております。自治会代表者を対象にした、説明会ですけども、こちらについては、可能あるいは、必要と判断した

場合については、皆さんに、一同にお集まりいただくという形になろうかと思えますけども、こちらも考えなければいけないと思っております。もちろん、町民の代表である、議員の皆様にも議員協議会を通して、今後随時説明させていただく予定でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） そうしますと、今の答弁ですと、自治会の代表者を集めた説明会も、検討するというふうに捉えていいですね。ぜひそういう形で、これまで、町を二分するような議論があったわけですから、なるべく、丁寧な説明をしていくべきだと思いますので、ぜひ、実現するよう取り組んでいただきたいと思います。

それから、6番目の質問です。現在地に建てたいということの提案ですけども、ここは、ご案内のように津波浸水区域でありまして、昨日の議論にもありますように、道の予測ですと、8m前後の津波が押し寄せる可能性があるということでもあります。あの5年前の、東日本大震災の津波のような、あのような大災害、私は、脳裏に今でも焼き付いているんですけども、ああいうことを考えますと、この現在地に、今の建築法ですから、大丈夫なんだろうと思えますけども、そういったものに耐えうる施設が、可能なかどうか。今の段階で、どのようなものを構想として描いているのか。今までの、色々な議論の中で、3階建とか5階建だとかという話も聞いておりますけども、今の段階での構想、今、言われる、8m位の津波に耐えうる施設が、できると捉えていいのか。その辺のことについて、説明してください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今の質問の前の、5番目の質問の、町民、自治会代表者を対象とした説明会の開催の話でありますけども、課長からは、可能であれば、それも検討したいというお答えです。ただ、これを本当に、私共は、2年前のまちづくり懇談会でいったら、やはり議員も言われましたけど、場所によっては、大部分が反対のところは、反対集会みたくなつたというのがあります。十分、説明もできないままということもあつたところでもあります。ですから、今回のお話ですけど、まちづくり懇談会では、これから、庁舎建設についての説明をしっかりしていきたいと思っております。

そういう意味では、現在地で建てたいと、今の状態では考えております。そんな中で、これから検討して、どういう建物になるのかも含めて、それから、補助金等を考えるとすれば、庁舎の中に、防災機能をしっかり含めなかったら、補助金を貰えないといったこともありますから、そういうことで検討させていただきます。そうすると、逆に、そのことを、その都度、

議員協議会を中心に、説明すべきだと思っています。そして、まちづくり懇談会に臨んでいきたいと思っております。条件が整えば、そのことはいいと思うんですけど、今後、ちょっと心配しているのは、平場の中で、全体が集まって会議をやって、上手くスムーズに行くのかという不安も、今、私は、抱えています。ですから、可能であれば、条件が整えば、そういう方向でも検討しますが、基本的には、議員協議会への事前の協議、また、まちづくり懇談会での、各地区でお話をしていきたいと、基本そう思っているところです。すいません。5番目の質問の回答でした。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 現段階で、平面プランや、階数等は未定であります。国土交通省より、東日本大震災における津波被害を踏まえた、津波荷重に対する、構造計算方法等も示されておりますので、それに従って、設計を行えば可能と考えております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 前の質問に対する答弁が、町長から改めてありました。確かに、条件が整わないで、そういった会議を開いてもということも理解できます。ただ、やはり、理解を求めるためには、いきなり、まち壟というよりは、実際に、代表者なりに集まっていたいて、きちんとした、町の計画・考え方を、まず最初に説明をして、それを代表者が、それぞれの自治会に持ち帰って、地域で相談する、というような形を取ることの方が、私はいいのではないかという思いで提案をしておりますから、できるかできないか分からないのは、当然だと思いますけど、できるだけ前向きに、検討してほしいということで、質問申し上げたところでございます。

それから、今、建設課長から全く事務的な答弁をいただきました。できるというふうに私は捉えたんですけど、よろしいですね。ということであれば、仮に、浸水区域であってもこの場所でなくても、大丈夫だということも言える訳ですよ。

例えば、例を挙げるならば、新川、暮帰別地区でも、道が示した浸水高というのは変わりにない訳ですから、むしろ、私は、あっちの方が避難施設がないし、避難するためには、かなりの距離を、車で走らなければ避難できないような状況で、一早く、避難タワーを建ててほしいというような要望もある訳です。新川、暮帰別、仲の浜、そういったものの、一時避難施設として、役場庁舎があそこに、津波に耐える建築方法があるのであれば、そういったことも可能であるだろうし、わざわざ庁舎に来るのに、橋を渡ってこっちに来る必要もないと、私の一つの案、例ですけども、そういったことも考えられるということで、お話をしている

んですけども、別な場所に移すということは、また別問題として、そういう理解でいいですか。いわゆる、津波に耐えられる施設ができると。耐えられても、このままいくと、1階・2階は津波をかぶるということになって、使い物にならなくなると、私は想像するんですが、そうはならないんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 例えばでありますけども、国土交通省から、津波荷重に対する構造計算方法は示されておりますけども、津波に真っ向から正対する構造とすれば、建築費等も嵩みますので、1階部分を、柱のみの海洋型の津波回避用のピロティ構造として、津波を通り抜けさせる形とすれば、平常時の部分を、駐車スペース等で利用して、建築費の軽減も図れるとそういうことも考えております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 次の質問に行きます。これまでの庁舎問題の議論の中で、浜中の将来像についても、同時に議論していくべきではないかということで、我々は、繰り返し質問をしたんですけども、それに対する答えが、将来の町の姿に関する議論は、相当な時間を要すると、緊防債の期限が迫っている、今、その暇がないという主旨の答弁であったかと思えます。今も、緊防災の期限が迫っているといえ、それまでなんですけども。

私は、将来のまちづくりというものも、やはり視野に入れながら、検討すべきだと思いますし、人口ビジョンも示されました。将来的には、人口が半減するというようなシュミレーションもされておりますし、インターネットあたりで、他の町村の庁舎建替に関する基本構想なり、基本計画などを見ましても、やはり、そのことも重要視されながら、検討されているんです。ですから、将来のまち、浜中町が、将来的にどうなっていくのかということも、同時、並行的に、役場を建てる時は、議論すべきだと、私は、これまでも主張してきましたけれども、今、再提案にあたって、そういったことも加味する考えはないのかどうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 町としてのまちづくりの将来像というか、基本的な考え方というか、これまでの経過というか、そういう部分も含めてということになるかと思えます。本町のまちづくりですけども、現在、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画を基本に進めております。また、5か年計画として、本町の、人口減少対策を示す浜中町創生総合戦略も策定し、平成32年度からは、第6期総合計画がスタートする予定でございます。

何といいましても、本町のまちづくりの柱は、町長が、常にお話ししていますとおり、農

業・漁業を中心とした、産業振興でございます。農業・漁業、それぞれにおいて、将来にわたって、持続的な発展を目指していかなければならないと考えております。その観点からしますと、産業構造や、町の構成といった現状を変えることなく、本町の発展に向けた、政策をしっかりと進めることによって、将来を担う次代に引き継いでいくことが、我々の責務であろうと思います。

次の第6期総合計画につきましては、早速、平成30年度から策定に取りかからなければなりません。その際、これまでの、総合計画の策定時と、同様、まちづくり委員会なども設置して、広く町民の皆様にご協力をいただく予定です。その折に、10年間にわたる総合計画を策定する中で、本町の将来像を、深く議論していただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、課長から答弁がありましたけども、この町の総合計画ですけど、5期、これから、6期を作ろうと思っておりますけど、10年なんです、期間が。総合計画で10年、それ以上の長い計画というのは無いんです。作れないといった方がいいのかも分かりませんし、作っていいのかというもあります。

これから20年、30年という長い目でということになってくると、総合計画をはるかに越えてしましまして、誰の責任で、そんな長いを作ることができるかといいますと、多分、総合計画でも、10年というのも、ちょっと難しい中で作っていて、昔は、絵に書いた餅と言われた時も何度もありました。そんな意味で、庁舎建設が、常に、今までの総合計画の中では、一番最後の年に、3期も、4期も、5期も、一番後ろに付いていたと思うんです。そんな状態だと思うんです。

そんな意味からすると、町で作る計画というのは、最高長くて、10年、やっぱり、それ以上になると、夢みたい形になるかもしれませんが、これから、しっかり総合計画の中で、作っていかなければならないと思っております。それと、人口ビジョン、総合戦略含めても、5年ですから、計画としては、そういう状況であると思えます。

それと、申し訳ありませんけど、先程の質問で、新川、暮帰別でも可能ではないかというお話がありましたけど、一切、その計画については、当方では、計画してませんので、あくまでも、霧多布の町の想定される災害の対応を含めた考えで、防災センター、庁舎建設、含めて考えておりますので、私共の計画は、そのようになっておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） あくまでも、最上位計画というのは、総合計画ですから、それに基

づいて進めるというのが、行政として、当然のことだと思います。ただ、私は、やっぱりこういった、大きな事業を行うのですから、そのぐらいの議論というのは、決定に対して、大きなウェイトではないにしても、議論のテーブルに載せるということが、必要だと思うんですけども、その必要はないと捉えてよろしいですか。それとも、できないということなのか。その辺を、はっきり、確認の意味で質問をしていますから。改めて、確認をしたいんですけども。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先程の答弁の中で、10年というのは、相当長いんだとお話をさせてもらいました。ですから、もし、庁舎建設になっても、現庁舎が、もう、約50年経ちました。ですから、将来考えるとすれば、今、建てれば、また50年です。50年後のことで。建替えの時は。となってくると、庁舎建設だけの話をすると、20年、30年後頃になってくると、そういう話は出てきてもいいのかと思いますし、そんな話はできますけども、難しいと思います。作ること自体が。ただ、私共のまちづくりの中でいえることは、しっかりと、漁業と、農業を守っていく、この基本姿勢を変える気はありませんし、これからも続くという想定で、計画を作っていきたいと思っております。そういう意味からすると、夢というか、考え方は、先程、言いました産業を守っていく、それが基本にあって、そして、災害に強いまちづくりを含めて、進めていくという決意であります。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） そうしますと、将来を見通すことは、難しいというふうに捉えていいですね。だめだったら、否定してください。

最後の質問に行きます。霧多布地域にある、新川・暮帰別方面含めてですけども、公共施設が、ほとんど津波浸水区域にある訳です。新しい庁舎の建設にあたり、これまでの答弁の中で、公共施設が、財源の関係で集中して造られていると。建替えの時期も、また、集中するだろうというような町長の答弁もあって、今、しばらくは、まだ大丈夫な施設がほとんどかと私も思いますけども、前回、全員協議会でも、一部、裏山に上げるような考え方も、町長から示されました。

私は、こういった公共施設の将来のあり方について、これまでの議論では、公共施設総合管理計画を作らなければならないというふうに、町長はお答えになっているんです。やっぱり、町の変貌とともに、将来、縮小する施設もあるだろうし、無くなる施設もあるだろうし、統合する施設もあるだろうし、そういった事というのは、やはり、先程の議論、将来のまち

づくりと同じように、その場になってみなければ分からないというような判断なのか。やはり、人が集まる施設ですから、将来的に、この次建替える時にはどんな方向になるのかという位の議論は、この庁舎問題と一緒に、議論すべきと、私は、繰り返し質問してきたんですが、今もそのことについては触れないと、考える必要は無いという答えなのか。先程、言った、公共施設管理計画を策定中なのかどうか、その辺についてお答えいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 公共施設総合管理計画については、今、策定中であります。また、霧多布にはご承知のように、ほとんどの公共施設がございます。昨日の一般質問でも、お答えしておりますけども、当然、まだ、改築時期が来ておりませんが、いずれ、改築時期が来ます。その時点において、地元の皆さんも含めまして、十分協議していかなければならないものと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 今の答弁ですと、総合管理計画は、今、作成中だけれども、建て替える時期が来た時に、それぞれ協議して、それぞれの施設について、決めていくというような捉え方でいいですか。そして、今回の役場庁舎の問題とは、別問題だというふうに捉えて良いか、確認をしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） その通りでございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 以前は、やっぱり、建設計画が主だったんです。建てる事が重点だったと思うんです。今の答弁は、改修となっておりますけど、今、途中の修理と申しますか、修繕と申しますか、それが今まで、当町の施設では、一番お金を出せなかったということがあります。そんな意味で、今、必死になって、修繕・修理をやって、逆に、使える期間を延ばそうとしているところであります。ということは、以前やろうとすれば、大きな補助金だとかがあって、初めてできましたけど、建て替えるとなったら、一部補助の道があるにはありますけど、大部分が、単費で造っていかなくてはならないということを考えると、そういう修理・修繕の計画も、当然、必要だと思っております。それは、あくまでも、耐用年数が来たから、その時考えるのではなくて、これからは、そのことを含めて、建物の管理、そして維持含めてやっていかなくてはならないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 時間が来ましたので終わりますけれども、ちょっと、私の趣旨の答弁とは違うのかなと思います。終わります。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） それでは、通告しましたので、そのことについて質問をさせていただきます。

一点ですけれども、地域の津波対策についてでございます。浜中町防災計画書に次のように明記されております。

新たな津波浸水予測ということで、北海道は2012年（平成24年）6月28日に東日本大震災の教訓を踏まえ太平洋沿岸の津波浸水予測を改訂いたしました。その中で浜中町は今までの500年間隔地震津波の想定（火散布の遡上高は10.7m）を大きく上回る津波高（琵琶瀬34.6m、渡散布30m、藻散布27.2m等）が公表された。町内ほとんどの沿岸最大水位が約15mを越えるとされており（榊町14.8mから琵琶瀬34.6m）、さらに7月21日に津波遡上高を追加公表し、浜中町では最大43.8m（琵琶瀬）まで津波が遡上すると想定している。

これは、1993年（平成5年）7月12日発生の北海道南西沖地震津波の遡上高30.6m（奥尻島）、2011年（平成23年）3月11日発生の東日本大震災での最高遡上高40.5m（宮城県宮古市）を上回る予想となっていると、このように浜中町防災計画書に明記されております。

そのことにより、本町、地域において、住民の命を守るため一刻も早い避難に結び付くソフト対策、ハード対策を推進していかなければならないと思います。また、1日も早く町民の不安を解消していく努力もしていかなければならないと思います。

そこで、本町の太平洋沿岸地域から行政に対して、避難路、避難道路、避難施設など、津波対策の要望事項が出されていると思いますが、各地域からの要望事項、進捗状況、実施計画、完了予定期日など、詳しく、ご回答をお願いしたいと思います。

それで、細かくなるとは思いますけれども、沿岸地域では港とか、12地域あります。そういう意味で、順次、聞いていきますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

初めに、散布地域は藻散布と丸山散布と火散布がありますが、どのような要望事項で、その要望事項は、何年度に要望されて、今、どのような計画のもとで進めているのかご答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、昨年度、各地域の津波避難計画を9月までに作成いたしました。その1年位前から、町の津波避難計画を作る時から、約1年半位かけて聞き取りをしながら、整合するもののみ、町の避難計画としまして、残りの、各々の各自治会、町内会は、昨年9月までに作っております。その中の聞き取り事項となっております。

まず、藻散布から説明をいたします。藻散布では冬期間、散布トンネルの上に上がる場合の凍結対策の要望がありました。

次に丸山散布ですが、丸山散布自治会より、直接コンテナまでの車での避難道路の要望がありました。これは、場所が、丸山散布1丁目からまっすぐ林道に抜けていくという自治会からの要望です。この件については、まず、道有林との協議・調整がありますので、即できない状況もあります。ですが、検討事項としてご説明しております。

先ほどの藻散布ですけれども、この除雪の事に関しては、役場内と、業者との協議を行い、徹底を図るという説明をしております。

次に、火散布自治会ですが、昨年、設置した備蓄コンテナがあるのですが、そこに照明灯の設置の要望があります。この件については、今後、検討させていただきということで理解いただいております。それと完了したものについては、藻散布・丸山散布・渡散布・火散布には、各1台ずつのコンテナがあります。さらに継続しているのが、丸山散布地区のコンテナ周辺の整地ですが、これについては、北海道が行っている、治山事業の藻散布地区の治山事業があるのですが、この残土を利用して、今年で完了するかなということで考えております。それと、備蓄コンテナについては、非常食は、逐次、補充をしていきます。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 今、答弁していただきましたけれども、津波対策ですので、避難するための対策として、凍結対策、照明灯でございませけれども、昨日も質問されましたけれども、丸山散布の避難道路は、30年の緊防債の3か年には、間に合わないと言いましたけれども、今後、どのような計画で、いつ頃まで完成させて、住民の不安を解消するのか、明確にしていくべきと思うのですが、行政として、どのように計画しているのか、その点詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 丸山自治会で要望しております、林道方向に向けての

直接コンテナに行くという計画ですが、まず、基本計画をやって、ルートを設定して、翌年度に実施設計を行い、道路の形態を決めます。それと、その年に必要なのが、森林管理の関係で打合せが必要になって、保安林解除の図面とか、用地確定測量とかそういうものがようになります。翌年度に調整が成立しますと、31年度には、実施設計に基づき、土地の関係の整理が必要かなって思っています。本工事にかかれるのは、早くて32年からかなという僕の認識であります。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 1日も早く、丸山散布の住民の皆さまが、本当に、いち早く、避難できるように、32年度と言っておりましたけれども、1年も、2年も、前倒しして進めてもらいたいと思います。

要望事項が、今、発表になりましたけれども、どこの地域も、一時避難施設というか、そういうものは要望していないのか。冬期間の対策として、簡単な円形ハウスというか、そういう一時避難施設が、夏はいいですけれども、コンテナの中に、テントもあるようですけれども、寝たきり老人なり、暖かいところを、冬期間の場合は、せっかく、避難しても、風邪とか引いて悪化するとか、冬期間の対策について、要望されていないのか、それとも、要望されていないけれども、冬期間の住民の命を守るために、一時避難施設を、行政として、今後、検討していくべきと思うし、検討していただきたいと思っておりますけれども、その点、担当課として、どう思うのか答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 冬期間の一時避難施設のあり方の件でございますが、地域ごとの津波避難計画で、唯一、長期化になった場合に避難するというのが、渡散布地区のみでした。火散布と丸山散布と藻散布については、冬期間も、一時避難施設でがんばるということになっております。ですから、今段階で、特別、行政的に何かを作るというようなことは考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 考えていないということですが、どういう時に津波が来るかわかりません。夏だけ来る訳ではないので、今後、今年のまち懇においても、そういう物が不要なのか、また、行政として、推進していくと訴えてもらいたいと思いません。やはり散布には散布小中学校の生徒がおります。学校の責任者として、冬期間避難してどのように生徒を守っていくのかご答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 現在、学校の避難の関係でありますけれども、東日本大震災後、避難の方法については、変更し、いち早く、高台へ避難する方向で、現在、町内の小中高等学校で訓練しております。冬期間の状況でありますけれども、沿岸4校についても、まずは、高台へ避難することを優先に、訓練を勧めております。散布についても高台へ避難ということで、冬期間の部分についての対応は、教育委員会としては、指示はしておりませんが、とりあえず、高台へ、いち早く、避難することを優先に訓練し、その後については、町とも相談しながら、いち早く、茶内地区へ避難できるのであれば、茶内地区へ避難するような形でしておりますので、現段階では、まず、早く高台へ避難するというので、訓練を実施しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 冬期間の対策は、何もしていないような状況でございます。防災計画に書いてありますけれども、一刻、一刻、そういう対策は進んでおりますので、今日現在、どのような対策をしているのか、そういうことを僕は聞いておりますので、その点、明確に答弁願います。どうか、冬期間、生徒のためにも、一時避難施設を検討してもらいたいと思っております。

時間もありませんので、次の②の琵琶瀬・仲の浜・新川・暮帰別地域の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 琵琶瀬・仲の浜・新川・暮帰別地域について、お答えいたします。

要望事項といたしまして、琵琶瀬自治会よりは、琵琶瀬橋へのライブカメラの設置がひとつ、渡散布と、共用できる、D型ハウスの設置の要望が上がっております。これについては、対応としまして、ライブカメラについては、実際に、琵琶瀬の橋が、踏み掛け場になり、その他として、地震対策として、落橋防止対策を行っておりますので、橋は落ちないだろうとして、カメラの計画はしておりません、と言っております。D型ハウスについては、一時避難施設として、高台に設置してほしいということですが、琵琶瀬自治会と、渡散布自治会で、長期化した時には、茶内コミュニティセンターへの避難をお願いします、ということで理解してもらっております。

次に仲の浜自治会ですが、避難タワー建設の要望があります。この部分については、

現在の対応としまして、北海道の、複線化等の問題もございまして、当面は、これと車避難の部分を優先していただきたい、というお願いの状況でございます。

次にハード面として、新川自治会からは、避難する際の車避難のルール化の要望がございました。暮帰別町内会からは、避難所の運営マニュアル作成の要望がありました。これについて、現状ですが、新川自治会で言われました、車避難でのルール化については、津波避難訓練の時に、昨年度より実施しておりまして、今年度も、実施しましたけれども、特別、施設の回り、または、接続する道々での渋滞、駐車場での渋滞は無かったように見えます。暮帰別地区の言われました、避難所の運営マニュアルですが、全避難所のマニュアルを作成しまして、各地域の施設、または、高台の避難所のコンテナの中に作成して見やすい所に置いております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 地域からの要望を理解しましたけれども、カメラの設置は、橋は落ちないと答弁しましたけれども、本当にそれでよろしいのか。

また、D型ハウスは、茶内に避難するということですが、これも、散布同様に、冬期間の対策としては、そういう思いで地域が要望していると思うので、最終的には、茶内に避難すると思いますが、一時避難施設として、今後、検討していただきたいと思いませんけれども、このままでいくのか、検討するのか、その点だけ、答弁願いたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の一時避難施設の関係ですけれども、昨年9月までに作成する時に、各地域皆様とお話し合いをして作成しましたので、特別に、特化した要望というものにはなっておりません。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） あと、仲の浜の避難タワーでございますけれども、今後、議員協議会でもシミュレーションして、説明ありましたけれども、今後、新川・暮帰別も避難タワーについて要望がないのか。また、行政としても、シミュレーションでは、暮帰別と琵琶瀬に避難タワー、仲の浜には、設置なしでシミュレーションの発表がありましたけれども、今後、最悪の場合となると、昆布時期で、昆布出た時に、20分の津波の時間ですから、到底間に合いません。そういう意味で、この3地区においては、避難タワーの設置が、必ず、必要かなと思いませんけれども、担当課として、今後、避難タワー

をどのように計画して、そして、いつ頃までに、特に、仲の浜の避難タワーについてはいつまで完成していくのか、その点、明確に答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず、前段の新川・暮帰別地区からは、避難タワーの要望はあがってきておりません。この件については、まず、津波警報が入った時には、車で避難するのです、という計画になっております。それと、避難タワーについては、琵琶瀬茶内停車場線の関係を、僕は、優先すべきと考えておりますので、いつ設置計画するのだということとは言えない状況です。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） あとですね、MGロードの車線の増と、チリ部落と、MGロードを結ぶ道路の計画もされていると思いますけれども、今、現在の進捗状況もご答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 琵琶瀬茶内停車場線の部分に関しましては、今年の3月に交通シミュレーションが完了しておりまして、これに基づいて、まず、起点側というか、別海厚岸線の交点をT字路にして、ある程度の概略設計を、北海道がやりたいのだというコメントを頂いております。それから、色々やるべき事があるのでしょうかけれども、それに向けて、解決策を探して、早々にかかりたいというのが本音のございます。それと、チリ部落と言っていいんでしょうかね。新川の方なのですが、そこに関しては、真っ直ぐ琵琶瀬茶内停車場線に向くと、また、T字路ができるので、新川の会長さんには、逆に、セイコーマートの横に出た方が、避難には安全ですよということで理解を頂いております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。そこで、一つ、釧路市でやりました、避難タワーと申しますか、学校校舎を利用した避難タワーを建設したところがあります。周辺に高いビルが無い、そして、逃げるところが無いということで、大楽毛中学校が、校舎を利用して、そこに非常階段をつけて、屋上に、一般も避難できるという避難タワーというか、避難所を建設しました。これは、PFIでやったそうですけれども、わが町においても、高校の学校が3階建てでございます。あそこの浸水域は、何メートルか。やはり、10m位は浸水予定しているとは思いますが、それ以上に、屋上に、2階位の避

難施設を釧路市でやりましたので、研究してみることも大事かなと思います。そういう意味で、文科省も2分の1の補助事業で、それを推進していきなさいという通達も来ているんですけども、学校の担当者としてそういうことも、研究してみるべきことかなと思いますけれども、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今、議員ご指摘の質問については、釧路市の大楽毛中学校で実施した事業でありまして、この事業につきましては、国の委託事業であります、学校施設老朽化対策先導事業によります、長寿命化改修モデル事業として、釧路市が選ばれたものであります。霧多布中学校・霧多布高等学校については、東日本大震災以後、北海道から公表されました、津波浸水予測を受け、現在、地震津波による関係に関しては、周辺に高台が無いことから、浸水域の関係で、高台に避難することを重点に訓練しております。今、言った事業については、国の長寿命化改修モデル事業として、行った事業でありますので、災害の嵩上げ、さらには、避難階段のメニューがあるかどうかは今、承知しておりませんので、この後、勉強させてもらいたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 研究して、また、それに耐えられる校舎なのかわかりませんが、本当に、でき得れば、下位に非常階段と、上に避難タワーを建てられれば、即、実現するかなと思いますので、よろしく願いいたします。それと、霧多布地域でございます。よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 霧多布地区の部分について、お答えいたします。

まず要望事項でございますけれども、一新会からは、地区内に、新たな避難道路の設置の要望があります。これは、簡易的なものでいいとの事です。このことについては、実際に、治山事業でやってある裏山と、手つかずの裏山があるのですが、この辺は、メーカーとか、コンサルに見てもらった経緯がありまして、その回答が来ていませんが、今、検討中でございます。

中央会より、冬期間の、ゆうゆへ通じる、湯沸1号道路、山の上から右に曲がって、ゆうゆへ行く道路ですけども、そこの除雪の徹底という事で要望がありました。このことについては、役場と、業者とで協議を行い、徹底を図ることで理解をしていただい

ております。

水取場町内会より、アゼチの岬に、備蓄コンテナの設置と、備蓄品の整備ということで要望があります。

それと、湯沸も同じで、湯沸下海岸の高台に、備蓄コンテナと、備蓄品の整備の要望がありました。

対応ですが、水取場町内会と湯沸自治会の皆さんには、避難して、必要な食糧なり毛布が必要になった場合は、率先して、ゆうゆに取りに行ってくださいということで理解を頂いています。

ソフト面としては、共和会より提案がありましたのが、ゆうゆへの車避難のルール化でございます。これについては、昨年度来からの避難訓練、5月24日の避難訓練で、今年で2回目になりますけれども、大きく岬のほうに迂回することによって、交通の渋滞等は、今のところ、発生しておりません。皆さん2年目で、ルール化がだいぶ体感できているような状況であります。

それと4区からもう一点あったのですが、一時避難して、若干、長期化するようだったら、バンガローも避難場所として有効ではないでしょうか、という提言もありました。これについては、季節によっても違いますけれども、利用について、もう少し、検討させていただきますということで理解して頂いております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。やはり、霧多布地区で一番大事なのは、避難道路の前から言われていました、拡幅、幅を広げて、小松牧場側の道路の方も、避難、そしてあそこには崖があります。地震が起きた時に、崖が崩れる場合もあります。今、一番問題になっております、役場庁舎と一緒に避難施設を建てるというふうになっておりますけれども、霧多布の住民は、避難施設の建設が大事かと思えます。やはり、今、この地に、避難施設を兼ねた庁舎を建てる、町長も言っておりますが、昨日の、担当課の答弁で、ちょっと、ひっかかったことは、2日目から避難場所として、利用するというふうに答弁しておりましたけれども、霧多布の住民は、初めから、避難場所として施設に入って、避難できるのを望んでいるかと思えますけれども、どういう意味で、2日目から、避難施設として利用するというふうに、答弁したのかわかりませんが、当初の予定どおり、ゆうゆと避難施設を兼ねた庁舎に避難すると、これが、今までの考えの中で、進められてきましたけれども、その点どうなのかという事で、質問したいと

思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの、ご質問でございます。昨日、1番議員の一般質問に対しての、私からの答弁だったように思います。2日目からということで、ちょっと、私の説明不足かもしれません。誤解があったと思います。2日目からというのは、当然、最初から避難所へ避難された方には、1日目からという形になろうかと思えます。避難する方の判断で、いち早く、小松牧場の道路を登っていく方、あるいは、ゆうゆへ向かっていく方など、様々であります。そういった意味で、小松牧場から登って行って、野外で避難してしまった方は、一度、津波が来ると、波が引くまで、降りて来られませんので、仮に長期化した場合、津波は24時間で引きますので、その際に、避難所である施設へ降りてきて、そこで、避難生活をという意味でのご答弁でございましたのでご理解頂きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 了解しました。あと、前から要望しておりました、役場、裏山の避難路、上から、ゆうゆまでの避難路は繋がりましたけれども、それが、今、設計済みだと思えます。車いすでも登れるようなふうにとると、当初、数年前に計画して、設計済みだと僕は思えますけれども、その点どうなのかと。

また、裏山に、防災ステーションがありますけれども、この予算計上というか、道からの確約をされていると思えます。という意味で、今後、どうするのか。役場庁舎内に設置するのか、新たに別でやるのか、それと、一番大事なのは、すぐ、側に病院があります。病院患者の対応も、すぐ計画していかなければ、臨時の機具なり、対応できる施設なり、ゆうゆで対応するかと思えますが、その病院患者の対応は、現在、どのように考えているのか。まず、霧多布地区においては、どうなのかの答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 役場裏の、避難道について、触れさせていただきます。平成25年度に、実施設計しておりましたのは、人間が歩くための、歩道の実設計です。ですから、車両で上がっていく、という形になりますと、今の、用地の関係の図面等は使えますけれども、線形自体が全部変わってしまいますので、実施設計は、再度、やらないといけない状況であります。

それと、防災ステーションの、今後の事でありましてけれども、新しい庁舎を、しっか

り検討する中で、この防災ステーションも、今後、どうするのか検討していきますので、よろしくお願いたします。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 病院患者の避難時の対応は、どのように考えているのか。その点、答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今のご質問でございますが、毎年、年2回の避難訓練をやってございまして、入院患者につきましては、シーツを使った手製の担架を使い、避難訓練を実施しております。実際に、そういう状況になった時にも、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） どこで処置というか、ゆうゆでやるのか。どの施設で入院患者を受け入れてそういう対応するのか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） もちろん、ゆうゆでの避難となります。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） わかりました。いずれにしましても、地域の要望が、数々、あります。しっかりと対応していただきたいことと、やはり、一番望むのは、霧多布地域の住民の避難できる施設を、いち早く、建設する努力をしていただきたいことと、弱い立場の人のためにも、地域要望を実現していただきたいということでございます。

最後になりますけれども、榊町・奔幌戸・貫人地区よろしくお願いたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の、榊町・奔幌戸・貫人地区についてお答えいたします。

要望事項ですけれども、榊町自治会からは、憩いの広場、神社裏の避難道の要望があります。この対策ですが、榊町神社の裏ですが、北海道が行う、予防治山事業というのがありまして、この中で工事の足場とか、作業道に使うものを避難道として残すということで、自治会の方で理解を頂いております。それと、憩いの広場に登る側ですが、昨年度、私が、図面を自前で作りましたが、あと、北海道との協議がありますから、その辺を進めていきたいと考えております。それも理解して頂いていると思っております。

ソフト面では、奔幌戸自治会より、避難所の運営マニュアル作成の要望がありました。これについては、昨年度、作成いたしまして、各避難施設・各一時避難施設のコンテナの中に、わかりやすい所にぶら下げております。そのように理解して頂いております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 榊町からは、避難道路ということでございますけれども、これも、いち早く、完成させるように努力してもらいたいと思います。今まで、要望事項と進捗状況・実施計画を聞いてきましたが、各太平洋沿岸の住民は、防災計画の中にもありますけれども、大津波を町として、そういう計画の基で、避難訓練なり、地域の要望に対して、努力していると思いますけれども、我々、避難者を受け入れる立場としてここで一つ、要望していきたいと思いますが、学校が避難所になっております。そういう意味で、学校には備蓄なり、そういう物が全然されていないと思います。学校施設にも、避難者のための備蓄品等の設置をお願いしたいなと思います。熊本地震でも、津波が来なくても、不安で、避難する人がたくさん出た訳です。学校施設にも、避難の備品等を設置、収納してもらいたいのですがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 浜中小学校と浜中中学校の事だと思うのですが、学校に備蓄するスペースが見つからない、という現状もありますし、それで、浜中改善センターのコンテナと、もっとかぜてのコンテナに、避難する数に想定する分を分散して、置いております。長期化する場合は、そのコンテナから移動する方法を考えておりますので、現段階では、コンテナの中に分散しております。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 最後に、町長にご答弁願いたいのですが、それぞれ、各地域から要望が出されております。そういう意味で、色々な事業が展開していくと思いますが、各地域に分散している、沿岸地域の津波対策についても、今後、どのような決意で、それを完成に向けていくのか、その点、町長としての決意を聞いて、終わりたいと思いますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、回答しています、要望事項含めて、地域としっかり意見を聞いて、話を聞いて要望を聞いて、そして、検討・協議を進めているのが実情であります。新たに出てくるとすれば、また、その時、検討すればいいなと思っています。その中で

は、特に、避難道・避難施設、そういうことも含めて、多くの要望があります。それは地域から要望されていることを、合意して進めていますから、しっかり町長として、その決意で、地域と協議して進めております。浜中の学校の話をされましたけれども、それも、浜中の地区と、しっかり協議して、決めていることだと思っております。これからも、その決意で町民の命・財産を守る、その決意でいる所存であります。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第33号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第33号を議題とします。

本案について、提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第33号、浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正では、基礎課税分等に係る税率及び税額改正のほか、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布されたことに基づいて、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険税の改正につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、国保加入者へ医療費等の歳出に応じた保険税の負担を求めると共に保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び応益割の被保険者均等割額・世帯別平等割額の割合をもって国保会計の健全化を図るものです。

この度の改正は、前年の所得の確定と決算見込みなどに基づくもので、基礎課税分の所得割、現行100分の10.7を100分の10.5に、被保険者均等割額、現行3万7千円を3万8千円に改め、後期高齢者支援金等課税分で所得割、現行100分の3を100分の2.6に改め、介護納付金課税分の所得割、現行100分の1.6を100分の1.5に改めるものです。

また、基礎課税分の被保険者均等割額の改正に伴い、7割、5割、2割の軽減金額についても改正を行っております。

次に地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額が基礎課税分で現行52

万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税分が現行17万円を19万円に引き上げるもので、これにより中間所得層の負担の軽減を図ることとなります。

また、低所得者に係る保険税の軽減判定所得を見直し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずるべき金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずるべき金額を47万円から48万円に改め、保険税の軽減措置の対象を拡充を行うものであります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月1日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午前 11時57分)

(再開 午後 12時59分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第33号の補足説明を続けます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第33号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第33号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 6月定例議会は、国保の議会と言われる議会でありますから、1、2点聞いておきたいと思います。

議案関係資料の15ページで、28年度と、27年度の1世帯当たりの平均課税額が示されております。比較は、医療給付費分と、後期高齢者支援金分、これが被保険者数も課税世帯も同一ですから、これでいきますと、一世帯当たりの平均額、今年度は32万8,698円というふうになる訳です。比較してみますと、医療給付費分と、後期高齢者支援金分を足しますと、523円のアップということですが、これは単純に

課税世帯の1, 232世帯で割った数字だと思うのですが、これは、調定額で割り返すと、また違った数字が出てくるのではないかなと思いますけれども、調定額で算出した一世帯当たりの平均課税額が、いくらになってですね、27年度に対して、いくらアップになるのか、多分、額的には、相当少ない金額のアップとなるとと思いますが、その辺を聞かせていただきたいのと、相対的に見て、今年度は一般会計からの繰入をしないで、独立採算性で3年ぶりに運営できるということで、高い評価をしたいと思いません。どういう理由で、独立採算性を維持できるようになったか、これは、多分、後段で税収の見込みが出ておりますけれども、約3,900万、前年対比で税収が増えているというようなこともあって、こういう事になったのかなと思っております。そういった意味では、税の収納率が、前年対比を全体で1.7%増えているのですよ。それで92.8%の収納ということで、税務課の収納努力を高く評価する訳ですけれども、この税収が増えた理由についても、何が原因で、税収が増えたのか、その辺もお聞かせいただきたいと思いません。

それともう一点ですが、限度額超過世帯が前年対比で、11世帯減っております。これは限度額をアップ、医療費分で、2万、後期分で、2万増えております。この関係から、限度額にぎりぎりだった世帯が減ったと理解するのですが、そういう認識でいいのか、とりあえずこの分、教えて頂きたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず、1点目の一世帯当たりの前年度との対比ですけれども、国保税は医療給付費分、後期高齢者支援分、介護給付費分の3つの合計で賦課しています。合計の調定額が、積算時の見込みで、28年度は、4億4,971万300円になります。これを、1,232世帯で割りますと、一世帯当たり、36万5,025円になります。単純に、調定で割り返した数字になっております。27年度の数字ですけれども、27年度の調定から割り返した、1,238世帯を割り返した数字ですけれども、36万4,858円という形になります。今年度が、36万5,025円ですので、167円の増となります。率にして、0.05%です。それで、ほぼ、昨年と同水準の賦課で、お願いすると形の説明をさせていただきました。

続きまして、2点目の、一般会計からの繰り入れをしなかった要因ですが、大きくは、昨年、大幅な税負担を被保険者の方に求めて税収の確保により、独立採算制に向けてということの説明をさせていただきましたが、それでも、結果、昨年は、3,000万の繰り

入れをしたという部分がありました。収納率も、当初予算、95%で見えていますので、後ほど、決算の見込みの補正で説明するのですが、97.4%、現年分については、収納確保しております。細かい数字は言いませんけれども、収納努力によって税収の方は確保されたと、まず、1点大きな部分かなと思います。それと、今回、限度額超過の分ですね。医療給付費分と後期高齢者支援分を2万円ずつ上げています。限度額超過世帯に掛けてもらえばわかりますが、912万円、新たに賦課ということで、増える要因があります。この辺の部分と、決算剰余金が、後ほど説明いたしますけれども、昨年より、1,000万円以上増えていますので、そういった部分も影響しております。それと、税収の大きな要因は、私の方から概略だけ説明させていただきますけれども、徹底した納税に対して、収納対策として、納税昆布、あと、短期証の発行、分納制約の履行監視というのは、税務課と保険給付の担当も含めて、その辺をやっていたという部分が、税率をかなり上げたのですが、結果として、26年度の収納率を上回る、実は、かなり、去年もお話したと思いますが、税率を上げることにより、収納率が下がるのではないかというふうに危惧しておりました。結果として、税収を確保できたことが、今年、繰入金をしなくて済んだという要因だと思っています。

3点目の、限度額世帯の理由ですけれども、2点ばかりあると思います。議員がおっしゃった、限度額の引き上げの要因ですね、各々2万円ずつ、上げていますので、ぎりぎりの層が落ちたと、あと、所得割の方で、医療給付費分で、0.2%、後期高齢者分で、0.4%とかなり落としておりますので、ぎりぎりの層が結構いたのかな、という感じがします。逆に、去年は、大幅に上げましたので、去年は、限度額の層が増えたという要因があります。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） とてもわかりやすく説明をしてくれました。私、特に聞きたいのは、税収の部分です。税収は、去年、税率を大幅に上げたのにもかかわらず、これだけの収納率になったと。これは、税務課長を中心として、色々な対策を取ったのだというふうに思っております。私が思うのには、分納制約、昨年、債権管理条例というのを制定しまして、その債権管理台帳に基づいて、きちんと各家庭とのやりとりができたということが、言えるのではないかなと思いますけれどもその辺はどうですか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 税収の関係ですが、昨年、国保の税条例をかけまして、上

げる段階で、正直、税務担当としては、これだけ、独立採算とあって、繰り入れを少なくするにあたって、税を上げる議決をいただきまして、そう言いながらも、こんなに高く、収納率を取ることは、果たして、可能なのかなと心配でした。しかし、早い段階から各漁家、農家等を回って、また、各産業団体にも赴いて、農家であれば、組勘、漁家であれば納税昆布、納税準備貯金の引き落としとか、きめ細かく回って、何とか収納率を上げることができたかなと思っています。今年も、そんなことで、若い職員には今年度よりも、28年度は税収を落とす訳にはいかないよということで、実は、町民税ベースですが、所得が5億延びています。町民税は、約10%ですから、4,900万円調定が上がるのですよね。単純に、国保が、町民の世帯の半分、1,200世帯が国保の世帯ですから、単純にいても、半分の町民税の世帯の分が、所得が伸びているので果たして町民税も上がるし、国保は税率は上がらないですけども、中間層の課税が若干増えるという感覚がありますので、そういう面では、28年度は、もっとしっかり頑張らなければいけないなと思っていますが、今年と同様に、きめ細かく各家庭に早い段階から回って、何とか納税意識の高揚を図ってもらって、徴収努力に努めて参りたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 私が聞いたのは、債権管理条例を制定して、その成果というのが滞納繰越分の収納率のアップにも繋がっていると思いますので、その辺の見解というのは、どういう意識でいるかということをお聞きしたかったのですけれどもその辺どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 債権管理条例の制定をしまして、町の収納に関して、債権を一体的に管理するという、で債権管理台帳を作らせて頂いて、27年度については、収納対策委員会を3回ほど開催しまして、各、債権の状況を、副町長を中心とした会議で、きめ細かく指導して参りました。町職員における債権に対する意識高揚もありまして、滞納に関しては、不納欠損に至るものもありますが、きちんと時効を管理して徹底していくという事もやっております。また、28年度につきましても、同じく収納対策委員会を開催して、さらに、折衝の仕方とか誓約の取り方とか職員皆さんで学んできちんと大事な債権ですからこれを管理して収納に努めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 収納努力ということで、また、7割・5割・2割軽減ということで、払いやすいという手だてをしているのにもかかわらず、支払わなければならない保険税を払っていない方が、どれ位いらっしやって、そうなると、保険証を受けられないということにもなると思いますが、その辺の関係ですね。短期証とか保険証をやれない方がどれ位いて、どういう対応されているか、ということの説明をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 滞納者の数の話ですけれども、平成26年度の決算ベースの話をしていただけますけれども、現年課税世帯が90世帯、滞納の分を持っている方が85世帯ということになります。ただ、両方持っている方がおりますので、実際の数とは少し違いますので、少なくとも、90世帯はいるのかなと思います。それで、保険証の切り替えは10月ですが、当初賦課が7月で、その際に、分納誓約等の呼び出しを税務課の方でやります。それで、保険担当も含めた中で、納付計画を立て分納誓約を交わしております。それに基づいて、短期証の発行という形になります。

それで、28年5月末の数字ですが、短期証を交付している世帯が52世帯。内訳を言いますと、1か月証が50世帯です。これは、1か月ごとに納付してもらい、その都度1か月分の保険証を出すという形です。あと3か月証が2世帯ということになります。あと、もう一つ、資格証というのが3世帯ですが、この方については、度重なる納税相談の問い合わせ等含め、納税に一切応じない方は、最終手段として資格証を交付しますが、基本的には、分納誓約していただければ短期証の交付をしますが、状況等も含めて話し合っただけで納付に繋げていくということですが、10月に保険証の切り替えの時に税務課と協議して3世帯には資格証を交付しております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

◎日程第5 議案第35号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

◎日程第6 議案第36号北海道市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更に関する協議について

○議長(波岡玄智君) 日程第4、議案第34号、日程第5、議案第35号及び日程第6、議案第36号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第34号、北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、議案第35号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、並びに議案第36号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合並びに北海道市町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体とする一部事務組合であります。この度、北空知学校給食組合の解散脱退のため、構成団体の変更をする必要が生じ、それに伴い規約別表の変更、字句の整備が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第34号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これから、議案35号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これから、議案36号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第8 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7、議案第37号及び日程第8、議案第38号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第37号及び議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合かつ計画的な整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る総合整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、奔幌戸・貫人地区辺地及び姉別地区辺地の総合整備計画の策定について、総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地の総合整備計画の概要を申し上げますと、奔幌戸・貫人地区辺地の事業内容は児童生徒通学バスの整備、姉別地区辺地の事業内容は浜中姉別地区一般農道の整備となっております。また、計画期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成28年5月10日付け地政第144号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第37号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第38号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第37号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これから、議案38号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第39号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案の理由をご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る総合整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、すでに策定済みの散布地区辺地の整備計画の変更について総務大臣に提出することとなりますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

散布地区辺地の総合整備計画の変更の概要を申し上げますと、今回、浜中町漁村センターの改修に伴い、公の集会施設改修事業を加えるものであります。

散布地区辺地の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成28年5月13日付け地政第167号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第39号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第40号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第40号 工事請負契約の締結について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、漁村センターの改修工事をしようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この改修工事にあたり、さる6月7日、町内業者1社、町内の経常建設共同企業体1社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、種市・農基経常建設共同企業体が1億1,448万円で落札いたしました。

なお、工期は平成28年11月21日までとしております。

ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第40号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第40号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第41号工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第41号 工事請負契約の締結について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、防災行政無線デジタル化工事として、酪農展望台に第2中継局設備及び局舎、姉別に簡易中継局設備、農村部の屋外拡声子局14箇所を整備しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この工事にあたり、さる6月7日、町内外の経常建設共同企業体2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。入札結果、サンエス・浜中無線経常建設共同企業体が7,095万6千円で落札いたしました。

なお、工期は平成29年1月31日までとしております。

ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第41号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第42号 財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、ごみ収集車両1台を購入しようとするもので、購入費用につきましては、第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。

当該車両の購入にあたり、去る5月31日、町外業者2社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、東北海道日野自動車株式会社釧路支店が、1,951万5,600円で落札いたしました。

なお、納入期限は、平成29年2月28日としております。

ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第42号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第43号平成28年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第43号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第43号、平成28年度浜中町一般会計補正予算（第1号）について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、国民健康保険特別会計繰出金のほか水産振興に要する経費や町道維持管理に要する経費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては歳出では、2款総務費で、714万円の追加、3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金の追加など159万3千円を追加、4款衛生費では、23万8千円を追加、5款農林水産業費では、航路掘削に係る重機借上料などの追加で159万5千円を追加、6款商工費では、産業振興資金貸付に要する経費などの追加で271万3千円を追加、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、補助の内示があったことに伴い、追加予定事業としておりました友交橋の補修設計などの委託料で2,100万円を追加、秩父内橋の補修工事などの工事請負費で4,170万円を追加するなど6,270万円を追加、以上により、今回の補正額は、7,597万9千円となります。

一方歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金3,294万円、道支出金1,148万5千円、町債1,850万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金2,344万円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、63億9,579万9千円となります。

次に第2表債務負担行為補正であります。畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）基本施設委託料につきましては、平成28年度からの事業実施に伴い、期間は平成29年度から平成31年度までとし、限度額は2億737万9千円にしようとするもの、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）農業用施設購入につきましては、平成28年度からの事業実施に伴い、期間は平成29年度から平成31年度までとし、限

度額は3億1,012万6千円にしようとするものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第43号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第43号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。ありませんか。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 55ページの債務負担行為補正で、ここで質問していいのかなと思いますが、畜産担い手育成総合整備事業再編整備事業基本施設委託料、2億737万9千円と、畜産担い手育成総合整備事業再編整備事業農業用施設購入、3億1,012万6千円の事で、場所的にどこを指しているのか、基本施設委託料と、農業用施設購入という部分で、具体的にどういうものを建設したものを、町が受け取るという内容を説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 債務負担行為補正第2表に関連しての、畜産担い手育成総合整備事業、この2つの債務負担の件でのご質問ですけれども、俗にいう、公社営畜産事業という北海道農業公社が行う事業になるのですが、今回、行う、地域エリアが浜中地区ということで、地区名を設定しておりまして、農業酪農地域を全地区の農業者の用地を対象とした、今回の事業ということで、内容の方をご理解願いたいと思います。

それから、それぞれの債務負担行為の上の段でいきますと、基本施設委託料、下の段にいきますと農業用施設購入ということで、具体的な内容という部分につきましては、上の段の基本施設委託料は農用地に関連した事業、農用地の造成事業、それと、農用地の更新・改良事業、それから排水施設整備、俗にいう、暗渠整備事業ですとか、こういう農用地面的事業に関するものの委託料ということで、上段の基本施設委託料ということで押さえて頂きたいと思います。

それから、下段の農業用施設購入につきましては、畜舎、俗にいう、牛舎の建設にあたっての事業費、今年度以降の債務負担についてということで押さえて頂きたいと思い

ます。内容につきましては、そういう形の名称・事業内容でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 浜中地区といった場合は、例えば、熊牛地区とか、姉別地区とかそういう狭い範囲でなくて、浜中町全域においての浜中地区という意味なのですね。それで、土地改良とか、排水事業などで、予算はこうやってついて、畜舎・牛舎についてもこれだけの予算がついているのですが、具体的に、どこの農家でこういう事業をやりたいと言っている部分について、公社営が請け負ってやるというような、もっと具体的なものはないのですか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず、上段の基本施設委託料は、先程も申しましたが、農用地等の面的な整備ですが、農用地の畑の土地の整備の方で申し上げますと、今回、事業的に全体として計画しているのは、農地の造成の関係でいきますと26.8ha、それから、改良事業で更新を含めまして、648ha、それから、排水施設整備、暗渠整備の事ですが、12.9ha、これらを合わせて全体の事業費としては、町内全エリアで、この事業によって整備する参加戸数の58戸が、この公社営事業で、今回31年度までの中で整備を進めていくということになっております。

それから、下段の農業用施設購入3億1,012万6千円で整備するのは、この事業で予定しているのは、2農場で、場所でございますと、茶内地区の1農場、それから、茶内第三地区で1農場が、この事業によって畜舎の整備を予定しているということになっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 具体的にヘクタールで、それから、2つの農場で建築物を作るということでもわかりました。それで債務負担行為ということであれば、公社営でやっていることについて、一応、浜中町が、このお金を立て替えて支払いをして、そして58戸なり、2農場からお金を支払っていただくというような中身なのではないでしょうか。もし、そういう状況であれば、支払いは、何年で支払するとかも含めお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） これにつきましては、浜中町から農業公社へ事業に要する事業費を負担することが一つと、その一方で、当然、受益者が事業を行う訳ですので、農業者から事業に係る負担金を納入頂いて、それと併せて、農業公社の方へお支払すると

いう形になっております。それで、その事業費をお支払する期間と言うのは、実際に、その年に実施した工事に掛かった事業費に応じた負担分を、その年の年度末までにそれぞれ支払うということになりますので、その年度で実施した分を、その年度末に支払いと、単年度ごとに、その負担というのが発生してくるということでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 債務負担行為に関わっての質問と、その他3点に亘って質問いたしますのでお願いいたします。

まず、債務負担行為の関係ですけれども、債務負担行為そのものというのは、債務保証契約を結ぶことだと思います。今、説明を聞いていますと、公社と町が契約をしてそれを3年間、町が公社に払うと。その年度ごとの、単年度ごとの事業費見合い分を、例えば、草地改良であれば58戸、建物であれば2件の農家の方々から、3年間で払ってもらうというような内容だと思いましたが、それでよろしいかどうか。

それと、歳入で、59ページですが当初予算で、3,990万円の計上がありました。公社営で。それで、今回1,400万円の減ということで、2,590万円になる訳ですけれども、これの歳出見合い分の減額補正の予算というのが、出てこないのですが、農業費の中で、財源内訳の中で、一般財源3,500万円を入れて、その他収入ということで1,400万円落としていると。それで、道支出金ということで、この59ページの地域草地基盤強化支援事業補助ということで、1,050万円、これを充てているということなのですが、財源調整的にはわかるのですが、実際的な事業というのは、歳出の3,990万円から動かないのかどうか。その辺をちょっと、確認させて頂きたいです。今の部分については、議案第44号と45号関連でありますから、その時にさらに、詳しく説明をしていただければと思います。

それで歳出の63ページの、その他一般行政に要する経費でありますけれども、ふるさと納税の関係の役務費と委託料ですけれども、これについては、6月1日付でふるさとチョイスという契約をしまして、契約をしているということですが、具体的な説明を、もう少しわかりやすく、詳細を説明していただきたいと思います。手数料の部分と、委託料の部分についてお願いいたします。

65ページの歯科診療所に要する経費の手数料であります。23万8千円がありますけれども、この説明では、浜中歯科診療所から茶内歯科診療所に、ユニット1台を移設するということですが、この前の27日の全員協議会で説明を受けた時に、2台持って

いくという話がありましたが、聞くところによると、古いユニット1台、平成13年度に購入したものを持っていくような説明を、この前の全員協議会で受けました。そうになると、浜中歯科診療所に残っている、今すぐにでも使えるユニットは、どうなることになるのか。というのは、錆びる恐れがあるから、茶内に移したいという話でしたが、残るユニットについては、今後、どういうふうになるのか。茶内の歯科診療所の医師が、こちらに来て診療を続けるという事であれば、今後、錆びる恐れもないし、1番いい話ですから、その辺の状況を説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず、55ページの債務負担の、第2表の関係のご質問ですが、議員おっしゃられるように、向こう3年間の、29年、30年、31年の3か年、それぞれ、単年度ごとに実施した事業の見合い分の負担金を、それぞれ、その年度ごとに、農業者から町に預かりまして、それを、町の予算に出しておりますが、その町の負担分と併せて、公社にお支払いするというご理解願いたいと思います。

それから、もう一点の、歳入と歳出の関連になりますが、59ページの歳入でいうところの地域草地基盤強化支援事業補助と、その下の公社営畜産基盤再編総合整備事業基本施設受託事業収入、1,400万円との関連ということになります。この部分につきましては、議員おっしゃられるように、歳出の方で、科目の更正のみ行われていて、言われていることは、町の350万円の負担も、当然、発生してきているということもあるところでの整理がどのようになっているかと思うのですが、この部分につきましては、当初計上している負担金、3,990万円の全体事業費として、当初予算で組んで予定しているのは、7,490万円で、当初の事業内訳の方から説明しますが7,490万円のうちの補助対象分が、7,000万円ということでありまして、490万円につきましては、公社の事業費とか、消費税の補助対象外が490万円、これにつきましては、直接、受益者の方に負担いただくということになっておりますので、この部分で国からの7,000万円の補助対象経費の50%を差し引いた、3,500万円に農業者が直接払う490万円を足して、3,990万円というのが、当初予算の計上の金額になっています。それで3,990万円に対して、当初予算上で組んでいたのは、その全額を、農業者の方からご負担いただくということで、歳入・歳出同額を予算で組んでいたところ、経過をお話しますと、今年の3月の定例議会において、この公社営事業に関係する受益者負担軽減策として、この部分を、道費15%上乘せする予算措置がな

されまして、その予算措置がされたのを受けて、要領が成案されたのが、今月に入ってからなのですが、その要領の確定を受けて、今回15%道費負担分を、当初予定していた受益者負担分から、まず、道費15%見合い分を受益者負担から道費へ振り替えたもの、それから残りの5%、これも、当初は受益者負担分としてみていたものですから、町の方で、上乗せ5%分ということで、要綱で町の上乗せ5%を実施した際と、道の15%を上乗せという形の要綱になっておりますので、その元々は、受益者が負担すべきであった、5%分を町の方の支出に変わるということで、3,990万自体はそういった支出の内訳が変わったということで、当初から受益者負担分としてみていた分が、そのまま、町費の負担分と、道費の負担分というところに、一部、支出が振り替わったということでご理解していただければなと思うのですが、なかなか、説明が難しいところですが、そういうことでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳出63ページの、ふるさと納税に関しましてお答えします。このふるさと納税は、平成20年度から、制度始まっております。以前は、町のホームページに載せて、寄附していただく方は、町のホームページを見て、閲覧して、申請書等をダウンロードして、それを持って、町の方に、メールまたは、ファックス等の紙ベースで、申し込みをして頂いておりました。その後、寄附者の方が公金振替とか、郵便振替とか、郵送等でやっております。これが、昨年7月から、ふるさとチョイスというホームページがございます。そこに、町の物産品を掲載しました。それで掲載しましたけれども、寄附の申請書等につきましては、ふるさとチョイスの画面を見まして、この品物がいいなということで、申し込みをする場合、やはり、浜中町のホームページを閲覧して、様式等をダウンロードして、紙でのやり取りでした。その中で、寄附される方も、もう少し、便利な方法、これからお話しますが、ヤフーの公金振替ですが、そういう要望も、申し込みの段階でそういうのがあったらいいなという話もございました。

それで、6月1日から、ふるさとチョイスと連携しまして、ヤフーの公金振替を導入してございます。予算的には、役務費の手数料と委託料の、ふるさと納税支援業務委託料でございます。最初に、委託料の方から申しますと、ふるさと納税支援業務委託料は、ふるさとチョイスに載っています、ふるさと納税申込みフォームというものがございます。これに申し込みをしますと、当然、すぐに公金振替といえますか、クレジット決済

をしますか、それとも、しませんかということで掲載になります。ふるさと納税の公金振替のクレジット納税をしますと、それらのシステムを委託するのが、支援業務委託となっております。これは、月3,750円となっております。それに伴いまして、手数料ですけれども、ヤフーの公金振替サービスということで、公金振替をするにあたっての初期導入というのが必要になってきます。これにつきましては、初期導入で、3万円、基本利用料というので、月額1,500円です。それに加えまして、代理収納システム利用料ということで、寄附した金額、代理納付ですから、ヤフーの方で寄附の金額を受け取って、町に月2回振替してくれる訳ですけれども、ヤフーで扱った実績の、1%を手数料ということで、支払うことになっております。これが利用料として、約20万円の予算計上をしております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 65ページの歯科診療所に要する経費の役務費、手数料についてのご質問に答えます。

5月27日の、全員協議会で歯科診療所の経過について、ご説明をいたしました。その後、5月30日に茶内の歯科医師と再度、協議をもちまして、町民の皆さんからの浜中歯科診療所の再開を望む声が非常に強いので、再開していただけないか、という要望をいたしました。いたしましたところ、茶内の歯科医師の方から、週に何回であれば再開することは可能だ、という返事を頂きましたので、全員協議会の時に、お話ししてありましたユニット2台についての移設については、しないことで了解して頂きました。その後、6月3日に、茶内歯科診療所の医師の方から、やはり、難しい診療になると、今までどおり茶内歯科診療所でやるしかない、ということなので、そうなると、今のところ、患者さんが多いので、とても待ち時間が多いと。それで、浜中歯科診療所で使用頻度の少ない1台を、移設していただけないかということで、今回、1台分の移設費用を計上させていただいたところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の、診療所の関係からいきますけれども、こちらで診療してくれるのは、霧多布地区の住民にとっては、利便性が高まるということで、大変、嬉しく思っています。それで、週何回、霧多布で診療していただけるのか。それも、丸一日、通常通り、診療を受けるのか。それか、午前中のみなのか。午後のみなのか。その辺の診療体制ですね。当然、職員は町の職員ですから、全員、来てもらうのは可能だと思

ますが、それと、週、例えば、3回来ていただけるのであれば、それが、今後、継続して、通年来てもらえるのかどうか。もし、通年で来てもらえない状況が発生した場合、この前言いましたが、そういった場合、公募するといったことも視野に入れるべきだと私は思うのです。そうしないと、なかなか、上田先生の元で使われて、診療する医師はなかなか、難しいのではないかと私は思うのです。そういった意味で、できれば、その辺も視野に入れて、検討していただきたい。そういう考え方があるかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと、ふるさと納税の関係は、ある程度理解をいたしました。委託料については、ふるさとチョイスの運用手数料、3,750円の10ヵ月分の消費税ということであります。それから、手数料については、今、紙ベースからヤフーの公金振替システムを導入するための経費というふうに理解をいたしました。PRをきちんとやって、早期に運用はもうやっているのですね。わかりました。

それと、私、少し首を傾げていたのですけれども、債務負担行為そのものは、非常に農家の方は恵まれているなと思いました。漁業関係で、まず、こういう制度はあり得ませんから、2億、もう一つの畜舎で、3億の債務負担、これは50%の部分ですから、この倍の事業費で、その50%部分の債務負担する、債務保証をするということですから、すごく恵まれているなと思います。そこで、聞きたいのが、草地改良の部分でいきますと、58戸の方々が、例えば、3年間でやりますよね。事業費について、受益者負担という形で貰います。その時に、払わない人が出てきましたらどうします。払えない人が出てきたら、当然、町が債務負担を起こしている訳だから、町が肩代わりする訳ですよ。こういった、多額の金額に対して、3年といえども、2億ですよ。全体では、例えば、牛舎の場合であれば、これでいくと、6億2千万円の事業費に対して、3億分で1億5千万円、1戸あたりですね。その、債務保証を町がするという事だと思うのです。それで、この辺の年間所得、貸付にあたって、十分調査されて、大丈夫だという実感を持って、その事業に充てられているのかどうか。その辺をお聞きしたいのと、その64ページの財源内訳の、350万円は、当初、受益者負担だといったものが、なぜ町が払わなければならないのか。町が、一般財源で負担しなければならないのか。その辺教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 浜中歯科診療所の再開について、週何回か決まってい

るかという質問ですが、歯科医師のほうからは、週3回、午前中位というお答えがありましたけれども、詳細については、これから詰めることになっておりますので、まだ、はっきりとは決まっておられません。それで、通年、診療して頂けるのかという事でございましたけれども、林医師の方からは、なかなか、歯科医師が見つからないけれども、見つかるまでの間は、週何回かの診療で、繋げていきたいということでございましたので了解いただいております。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今回、この3年間に亘っての、債務負担行為は事業実施にあたっての農業者の、今後、負担金が発生してくる訳ですが、その支払いについての、見通しといたしますか、懸念という部分のお話かと思いますが、まず、公社営の事業の、今回実施する前段で、地区ごとに、事業参加の希望を取る段階、あるいは、事業実施するヘクタール数とか、そういったものを、農協の担当者、それから、町の担当者、公社営事業の担当者と、農業者を交えて、その事業の参加時点で、そういうところを十分協議させていただいたところで、事業に参加して、当然、負担していただけるということで参加していただいているということであります。それから実際に、今年も、事業実施されておりますが、来年度以降、事業実施する段階にでも、単年度ごとに、その辺の状況、農業者の状況というのも、十分、把握しながら、事業の実施のほうについては、努めていきたいと考えております。

それから、今回の当初予算でいきますと、農業者が全て負担する部分であったものが、一部、350万が町の一般財源として組み込まれてきたかという部分であります。前段の質問の中で、少し触れましたが、北海道のほうで、今年3月に公社営事業を実施する自治体といたしますか、そういったところ向けに、道の要領を設定して、新たに農業者の負担軽減をするという、予算措置をされた中で、その要領の中に、町も見合い分として、5%財源を見込んだ中で、実質には、農業者が20%の負担軽減を措置し、道費の15%も農業者の負担軽減策としての支出を伴うという、要領が制定されましたので、それによって、今回、一般財源からの持ち出しということになりましたが、道においても要領を制定する背景の中には、今、TPPの交渉の関係は、秋以降になるだろうという報道はされておりますが、3月段階で、道での予算措置、それから、要領の制定をする段階では、色々と、TPPで影響が見込まれる中での、今後を見越した措置という部分で、経営を確立するための措置ということで、今後を見通しての措置として、向こう5

年間、この要領の中では、期限を切って、措置としてとられたということで、それに併せて、町の方も同じような形で、負担軽減策として、措置させていただいたということでもあります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今の公社営の関係ですけれども、大体、内容については、理解いたしました。要綱に基づくもので、5%分を町が負担するという要綱になったということですね。農業者の負担軽減を図るために、農業者は20%負担ということで調整して、一般財源を、財源調整して、今回は歳出予算を計上していないということで理解してよろしいですか。わかりました。

それと、診療所の関係ですけれども、明解に答えて頂いたのですが、私は希望するのは恒久的に、ここに、立派な歯科診療所がある訳ですから、住民の利便を考える場合に、いつまでも、医師が見つかるまでの間そうしますよ、というのはわかります。上田先生の好意も十分理解していますが、住民側に立ってみれば、やはり、恒久的にやってほしいと。継続してやってほしいと。もし、それが叶わないとすれば、いつまでも、週2回とか、週3回とかという形ではなく、やはり、ある一定の期間で区切って、公募するということを考えないとならないのかと思うのですが、これは、事務的というか、政策的なこともあるので町長、どう思いますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この休所することは、本当にぎりぎりになってからわかって、今、そういう現状になったのです。そして、車で患者を運んでとか、色々な手を使って動いている最中なのです。議員言われるように、霧多布に多くの患者がいたということを含めて、やはり、それが基本だと思っています。だから、時期というのはわかりませんが、今、探しているところでありますから、このことについては、一生懸命探してもらって、霧多布地区にも医師がいて、やってもらう事が筋だと思っていますし、町民の皆様にとっては、それが一番期待していると思っていますから、その方向でこれからも進めて参りたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 63ページの、ふるさとチョイスですけれども、確かめておきたいのが、先ほど、ヤフーの手数料として20万円という説明だったのですが、納税者の数が多くても、少なくても、この手数料が発生するのか。それと、毎年、この20

万という金額が、年20万と決められた額で、これ以上増えることはないというふうに理解していいのか。要は、この手数料として、20万円はかかりますよ、というふうに理解していいのか。それと、6月から、実際、ふるさとチョイスに載っていると思うのですよ。僕も、この前一回覗いてみたら、確かに載っていました。それで、始まったばかりですから目に見えた効果というのはあるのか無いのかわかりませんが、この前の新聞ですと、厚岸は、わずか1か月で、爆発的に伸びたというような新聞報道もありましたが、もし、現段階で効果というのが見えているのであれば、説明頂きたいと思います。

それと、65ページの水産振興に係る経費の重機借上料ですね。これは、航路整備で先ほど聞き逃したのですが、琵琶瀬と新川というような説明だったと思いますが、当初予算では載ってなくて、今回、出てきたというのは、何か航路に突発的な支障が出て、これが必要になったのか。それとも、当初から予定というか、航路整備はしないといけないというような事があったのか。当初予算に載せられないで、ここに出てきた理由が何かあるのか教えていただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳出63ページの手数料でございます。代理システム利用料20万円と、私、言いましたけれども、毎年20万円ではございません。これは、手数料ということで、寄附金額の1%の手数料という事になっております。20万円ということで、予算計上させて頂きましたけれども、当初予算で、平成28年度のふるさと納税の寄附を2,000万円計上しておりますので、その1%ということで、20万円予算計上させて頂きました。これにつきましては、2,000万円以上増えれば、手数料も増えますし、届かなければ、減額ということになります。それと、効果ですけれども、6月1日から12日までですけれども、112件で139万円の申し込みがございました。昨年6月ですけれども、1か月で、4件の41万7千円でございます。件数につきましては、28倍。金額につきましては、約3倍伸びているということになっております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。水産振興に要する経費の重機借上料でございますけれども、内訳としては、2件ございまして、一つ目の琵琶瀬瀬戸航路の掘削につきましては、当初予算には計上されていないということございまして。これはですね、今年の4月に、琵琶瀬の実行組合さんの方からお話がございまして、琵琶瀬瀬戸

航路が、昨年秋から冬にかけて、時化等によりまして、砂などが堆積したということで漁船の航行に支障をきたしているという要望がございまして、それで、今回、借り上げということで補正をお願いするというところでございます。もう一件の、新川航路の整備の関係でございすけれども、こちらにつきましては、例年、地元利用組合との折半によりまして、航路の掘削を行っているということで、こちらにつきましては、当初予算で27万円予算ございましたけれども、こちらも、当初予定されていた以上の砂の堆積が進んだということと、この、新川の河口先端部に導流堤がございすますが、その沖手の方が非常に浅くなっているというような状況から、一部、陸からの掘削ができないということでございすので、台船を借り上げての掘削になるため、台船分の借上料を追加補正お願いしたということでございす。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ふるさと納税については、かなりの効果があるのだなと驚いております。了解しました。

それで、今の航路ですが、4月に入ってから要望で、当然、当初には間に合わなかったというのは理解しました。それで、新川の方は、台船を借り上げての作業になるということでしたが、できれば、新川と琵琶瀬に係る107万9千円の振り分けが解れば教えて頂きたいし、新川については、先ほど、当初、27万円だったという説明でしたが、当初予算、40万5千円で重機借上料がありますので、残りの13万円ほどは、当初予算では、別な箇所を見込んでいたのか、それとも、ある程度の量を見込んでの計上だったのかを説明願いたいと思います。

それと、先ほど漏れていたのですが、67ページの町道維持管理ですね。ちょっと書き取れなかったものですから、再度、詳しい場所と工事内容等もう一度説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） お答えいたします。新川の当初予算、40万5千円ですけれども、この内訳はですね、この新川航路に係る部分については、27万円で、残る13万5千円は、町有海干場の補修用の重機の借り上げでございまして、足すと、40万5千円です。それで、今回の、107万9千円の内訳でございすますが、琵琶瀬の瀬戸航路掘削に関しましては、バックホーの借り上げということで、67万4千円です。それと新川航路につきましては、台船の借り上げということで、40万5千円という内訳にな

ってございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 町道維持補修工事1, 000万円の内訳でございますけれども、まず、茶内原野西7線について、施工延長400mに100m追加で500m、300万円を増額し、次年度には完了したいと考えています。また、延べ延長が11km以上あります、福島基線道路外4路線については、300mを追加し1,300m、300万円の増額、乗用車の通過に支障をきたしている現状にあります、茶内北1区道路については、2年計画で、50m、400万円を計上しておりましたが、100m、800万円とし、今年度で完了しようと考えております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 67ページの、霧多布湿原センターに関わって、特に、予算に関連する訳ではないのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、霧多布湿原の中央といいますか、大沼というか、凍りきり沼という表示で、昔、デルマール、日東捕鯨で氷を切りだすのに使っていたという沼だったそうですけれども、年配の方から聞いた話ですけれども、最近、沼の水面が、MGロードに近づいているといいますか、広がっているという気がするのだけれども、その辺どうなのだろうなという話を聞いたのですが、そういった、情報なり、認識として役場が持っているのかを確認したいのですが。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 商工観光課につきましては、今、初めて聞いたお話でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） この話を聞いて、興味があったものですが、私は、実は、全くその辺のことは理解できませんけれども、上空から写真を撮影してみたら、それを言われた人に示して聞いたところ、明らかに、昔からみると、MGロードに近づいているというような事で、MGロードというのは、有事の際の、避難道路にもなっておりますので、今後、そういったものに影響があるのではないかと、というような懸念も示されたものですから、ここは、一般の我々が、立ち入ることは禁止されていますから、近くに寄って確かめることもできませんので、もし、こういったことで、調査というものをしてみてもどうかという提案なのですが、これは、グーグルの衛星写真でも確認できますけれども、昔から見たら、明らかに近づいているようだ、というような指摘がありましたか

ら、あえて一般質問することではないので、予算審議の機会を捉えて、申し上げた次第でございますので、そういった考え方があるのかどうかを確認をしていきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） MGロードが避難道ということもありますので、私の方から北海道に情報提供をしたいと思えますし、今、言われましたグーグル等の写真で、過去の写真とかあれば、比較もしてみたいなと思えますので、国土地理院等の図面も見ながらその辺もちょっとやってみようかなと思えます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第43号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第44号草地の設置委託契約の締結について

◎日程第15 議案第45号施設の譲渡契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第14、議案第44号及び日程第15、議案第45号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第44号、草地の設置委託契約の締結について及び議案第4

5号施設の譲渡契約の締結については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本事業につきましては、事業主体は財団法人北海道農業公社で、今年度より畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）浜中地区を実施いたします。

事業期間は、平成28年度から平成31年度までの4ヵ年事業となっております。議案第44号による草地の設置委託契約については、本事業の草地造成及び整備改良・用排水施設整備分として、総面積687.7ヘクタールで補助率50%であり、負担金は2億4,727万9千円となります。

次に、議案第45号による施設の譲渡契約については、畜舎2棟分で補助率50%であり、負担金は3億1,012万6千円となります。

なお、本事業に係る総事業費は10億3,738万1千円で、その内、国による補助金額は4億7,997万6千円で、本契約締結となる2本の合計金額は5億5,740万5千円となっております。

畜産環境総合整備事業実施要綱第5の3の規定に基づき、町と公益財団法人北海道農業公社による契約が必要なことから、ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第44号の質疑を行います。

4番中山議員。

○4番（中山眞一君） 補正予算にも絡むことですが、今回のこの事業の再確認したいのですが、全体事業の中で、国が50%、道が15%、町が5%、受益者負担が30%という捉え方でよろしいのでしょうか。そして、この事業が、今回の契約金ですが、2億4,727万円9千円、この金額は、債務負担行為に出てくる、2億737万9千円と、当初予算の、3,990万円を足した金額になるように気がするのですが、事業費の50%がこの契約金額ということになるのでしょうか。

そして、その下の、畜産担い手育成総合整備事業も、事業費の50%の契約金額という捉え方でよろしいのでしょうか。そして、この2つの契約ですが、これは町と、農業公社との契約で、それぞれ、期間が28年から31年までということで、債務負担行為

の方につきましては、期間が、29年から31年までということになってはいますが、この辺との整合性がどうなっているのか教えて頂きたいと思っております。

それから、草地の造成関係につきましては、町内58戸の農家が対象であるということですので、ということになりますと、今後、町と58戸の農家との契約というのはどうなってくるのか。そして、また、金額の大きい畜舎2棟分につきましては、これも当然、町から農家への譲渡契約になってくるとは思いますが、このことにつきましては、今回、町との・・・・。

○議長（波岡玄智君） 中山議員に申し上げます。今、議案第44号ですから、44号のみの質疑をお願いします。

○4番（中山眞一君） 予算の絡みもだめですか。わかりました。それでは、44号のみお尋ねします。58戸の農家との契約は、今後、いつ頃どのようにやっていく予定なのか、そして、先ほどから補正予算でもって、9番議員から質問のありました、これらの支払いの方法が、どういう形で町に入ってきて、それを、町を経由をして、農業公社へ支払うものということになるのかなと想像するのですが、それでよろしいのでしょうか。そして、町と58戸の農家との契約したものについては、これは、議会への報告があるのか無いのかお尋ねいたします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 議案第44号、それから45号の関係についてのご質問ですが、まず1点目の58戸の今回、事業参加の農場と、町との契約の関係ですけれども、これにつきましては、今回の議案の議決をもって、早急に、農場と、町との契約を取り交わすことで予定しておりますので、早急に、この辺については、農場個々と、町との契約が、それぞれ行われるということで事務を進めてまいります。

それから、町と、農業者との契約に関する議会の議決という部分なのですが、これに関しましては、今回、公社営で事業を実施する畜舎を建設される、2農場の関係につきましては、議会の議決を、土地の草地開発の整備事業に関連する中で、条例にもありますが、財産の取得と処分という部分で、畜舎の実施をする2農場とは、実際に、今回、予定されているのは、29年度、1農場、30年度、1農場、それぞれの年度で、1農場ずつの事業を実施する予定ですがけれども、その都度に、公社の方から財産を、町が一旦取得して、実施する農場への町からの譲渡・処分の議決を得ることで予定しております。

一方、草地造成につきましては、町が公社と契約を結んで事業を実施して、実際は、各農場と、町が結びますけれども、この部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、草地事業関連通知では、直接的には、町と公社が契約を結んだ段階で、その分については、議会の議決を要さないというような取扱いにはなっております。ですから、畜舎の2棟分の方の財産関係の処分の議決は、今後、29年、30年に予定通り事業が実施されれば、新たに財産の処分、農場者への処分ということで、議会の議決の案件として提案させていただくことになります。

それから、負担割合の関係ですが、先ほど言いました、農地の関係につきましては、議員おっしゃられますように、国から50%、道から15%、町の持ち出し5%、農業者が30%ということで、農地に関しましては、そういう負担割合で、今年度に、予算措置されたものを含めて、31年度までの事業費の残りですから、50%分、これを公社と契約をするということで、今回の金額をあげさせていただいております。契約についてはそういうことで、負担割合も、今、申し上げましたとおりとなっております。負担割合は、全体事業費の50%としての4年分を、公社との契約ということで、全体の金額を計上させて頂いております。

債務負担行為の期間については、今年度以降の、3年間の部分を計上させて頂いておりますし、公社との契約につきましては、全体の年度、今年度分を含めての契約金額ということになっております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 受益者負担が、30%ということで、大変、優遇された制度なんだなということで、先ほど9番議員が言うておりましたが、漁業ではあり得ないすごい事なんだなと実感させられました。その中で、先ほども私が言いましたが、先ほど、一括提案の中で、町長の方から、総事業費10億3,738万1千円と言いまして、それから国の負担が、4億7,997万6千円のところをもう一度説明を願いたいのと、もう一つ、良く分らなかったのが、道の補助金15%が、7,000万円に対する15%と言われておりましたが、その、7,000万円という根拠はどうか、そこも教えて頂きたいですし、この44号の契約金額2億4,727万9千円というのは、総事業費の50%だということですよ。ということは、農業公社と、町が2億4,727万9千円で契約しても、受益者負担が30%ですから、この契約金額の20%減になる訳ですよ。ということは、道の補助、町の補助、これを差し引いた、30%の契約にな

らない理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今回の上げている部分の契約の金額ですけれども、まず、全体金額で、先ほど、町長の提案の中で申し上げておりました、10億3,738万1千円、これが、全体の事業費になるのですが、この中に、公社が実施した段階と言いますか、公社の事業費の方に、国費が充当されるということになりますので、その50%を公社の方に、充当された残り分が、地元の方へ負担金として発生するということになります。ですから、そういうことからいきますと、残りの50%というのは、国費を差し引いた地元負担を、50%を負担するという事ですので、その中に振り分けるとすれば、その50%の中の15%が道費、5%が町費、残りの30%が受益者負担ということでの50%というふうに内訳としてはなります。今の説明が、これから契約しようとしている2億4,727万9千円、これが、すべて、50%分ということで、ご理解願いたいと思います。

それから、もう一つですね、これは先ほど、ご質問あった時に7,000万円、当初予算の説明の中での7,490万円が、全体の事業費として、平成28年で組ませて頂いておりますが、7,490万円の事業費のうちの490万円というのが、消費税ですとか、事務費という補助対象外が含まれておりますので、純然たる補助対象というのが7,000万円ということです。ですから、その7,000万円に対して、国の方から直接的に公社の方に50%入りますから、3,500万円入りますので、残りの3,500万円の50%が、地元の方へ負担金として、請求されるというような全体の組み立てということでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 畜産担い手事業ですが、漁業者からみるとすばらしい行政事業だなと思います。それで、この事業ですが、意味は大体わかるのですが、お金の流れ、基本的にこれでいけば、2億4,700万円ほどで、今、言ったように50%の補助があつて、道が15%、町が5%の意味はわかります。それで、58戸が、この事業に参加して農業者と契約する。こういう流れを、書類で資料請求したいのですが、議長どうでしょうか。44号についてですが、今すぐでなくていいのですが、後ほど確認したいので。

○議長（波岡玄智君） わかりました。確認します。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。今の答弁はよろしいのですか。資料請求だけの質問というのは議会に馴染みませんのでそういうのは控えて頂きたい。あくまでも理事者に対する質疑ということですからご留意願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他に無いようですので質疑なしと認めます。

これから議案第45号の質疑を行います。

7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 今、言われたように資料請求だけすると言われても、これも同じようなことですが、これも、同じ考えでよろしいのでしょうか。国50%、道15%、町5%で。まず、その内訳をお願いすると、これは、2棟で2戸の農家という意味ですね。3億1千万程度という、1戸1億5千万円ですが。その辺も説明願いたいです。そうすると、28年から31年の事業期間、その期間で建てるといいますか。物を建てるとしたら、我々の考えであれば、来年建てますよ、といったら29年度完成しますよね。完成した時点で農業者に渡すのか、事業が4年間だから、一時、町の財産として持っていて、4年目で農業者に譲渡するのか。そこら辺の仕組みと、建物ですから、固定資産とか取得税も発生しますが、その負担はどっちがするのか。その辺お願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 2棟で3億1千万円ほどの今回公社との契約ということになりますけれども、まず、農場2棟分の内訳は概算になりますが、1棟は、およそ1億3千万円で、もう1棟が、およそ1億8千万円ということで、乳牛頭数の飼育頭数とか、その農場の計画によりまして、それぞれの事業規模になっておりまして、現段階の内訳としては、このようになっております。

それから、今回の2棟分の農場の負担の件ですが、前段での質問の際にお答えるのを逸しておりましたが、国50%の道15%の町の持ち出し5%の受益者30%ということなのですが、この畜舎の施設整備につきましては、道の要領等も含めて、今回の上乗せというのはございませんので、国の50%の補助のみということになっております。この辺のところ、先ほどから、補足で説明しきれなかったところ、大変申し訳ございませんでした。そういった負担割合になっておりますので、残りの分は、受益者がすべて負担金としてお支払するという、理解願いたいと思います。それから、それぞれ

の期間ということですが、先ほど申し上げましたが、1棟については、平成29年で単年で着工から完成までを見込んでおります。それから、もう1棟につきましては、平成30年に着工・完了ということで目指しております。それで、実際の、固定資産税ということになりますけれども、その年度内での完成となりますので、固定資産税の部分につきましては、町が公社から取得して、農業者の方へ譲渡・処分した年の、翌年からということになりますので、建設時の当該年度は賦課されないということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○7番（三上浅雄君） 今の説明でありますと、補助率が国の50%のみということで町負担も無しということですね。わかりました。それで議長にまた怒られると思いますけれども、これも、きちっとした数字で流れがわかる資料で、記録としてこれだけでは意味がわかるのですが、後々見た時に、誰かに説明する時に、我々も漁業分野でも、すばらしい事業ですから活用していきたいなど。こういう事をお願いしていきたいのでその辺よろしくお願いして終わらせて頂きます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時19分)

(再開 午後 3時43分)

**◎日程第16 議案第46号平成28年度浜中町国民健康保険特別会計
補正予算(第1号)**

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第46号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第46号、平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、平成27年度の決算に基づく剰余金を平成28年度予算に組入れ、議案第33号で議決をいただきました国民健康保険税の税率等の改正による減額と合わせて、一般会計繰入金及び社会保険診療報酬支払基金への納付金等の確定に伴う予算措置など必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、一般会計からの財政支援に係る「その他繰入れ」を3年ぶりに行わずに独立採算による国保事業の運営が可能となる見通しとなりました。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、1款総務費で、道自治体情報システム協議会負担金60万3千円を追加、3款後期高齢者支援金では、拠出額の確定に伴い2,868万3千円を減額、4款前期高齢者納付金では、拠出額の確定に伴い9万2千円を減額、5款介護納付金では、拠出額確定に伴い38万2千円を追加、8款諸支出金で、国庫負担金補助金等返還金48万3千円を追加するものです。

以上により、今回の補正額は、2,730万7千円の減額となります。

一方、歳入につきまして、1款国民健康保険税では、税率等の改正により1,532万千円を減額、2款国庫支出金で、歳出の後期高齢者支援金及び介護納付金の変更に伴い、療養給付費等負担金を706万2千円減額、新たに国民健康保険事業補助金として、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金60万2千円を増額し、全体で646万円の減額。3款療養給付費等交付金を社会保険診療報酬支払基金からの変更通知に基づき535万9千円減額、4款前期高齢者交付金は、拠出額の確定に伴い4,303万4千円減額、8款繰入金では、保険税額の改正に伴い保険基盤安定繰入金軽減分及び支援分を合わせて155万3千円追加。9款繰越金で、前年度剰余金4,131万4千円を追加しようとするものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、13億9,361万5千円となります。この度の補正予算につきましては、去る6月1日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいているところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第46号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第46号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 76ページの歳入に係る部分と、80ページの共同電算化に要する経費に関して伺いたしたいと思います。76ページについては、国保制度の関係業務の準備事業費補助金ということで、60万2千円、歳出では、道自治体情報システム協議会負担金ということで、60万3千円の皆増という形になっておりますが、これについては、私、思うには、平成30年から保険者が、北海道に移行するということを踏まえてのシステム構築のための負担金が、歳入の国庫補助金という形でみられているのかなと思いますが、その道自治体情報システム協議会負担金の内容について、詳しく説明してください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず、歳出80ページの道自治体情報システム協議会負担金についてご説明いたします。60万3千円を、今回、追加補正させて頂いております。

議員おっしゃるとおり、平成30年から国保の都道府県化が実施されます。それに伴い、今年度から国保事業費の納付金や、標準保険料の算定のためにシステムを構築し、所得データと、被保険者情報等を国保連合会で一回受けるのですが、それとの連携システムを構築する形となっております。これは、道自治体協議会加盟の28の保険者で総額1,687万3,930円がこのシステムを構築するのに費用がかかります。それで、加盟が28ありますので、これで割り返すと、60万3千円という形になります。これについては、国保制度の制度見直しという形に係る分ですので、歳入の方になりますけれども、76ページ国庫補助金で、新たに国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで、一応、100%補助という形になっておりますので、この分が60万2千円歳入で予算措置しているということです。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今の話でいきますと、自治体情報システムに加入しているのが28町村あると。それで掛かる経費がシステム構築に、1,687万3,930円がかかり、その割り返した額を予算計上ということで、それが100%国の方から補助金として入るといった内容だと思います。それで、昨年も聞いた気がするのですが、30年から、道が保険者になることによって、北海道全体が後期高齢者医療制度のように保険料が統一されるというようなことになれば、我が町の保険料が下がるのではないかと私は思っていたのですが、それが、各自治体ごとの保険料率は変わらないと。自治体で決めるのだ、というような話をされております。それが、昨年の答弁でも、そういうふう聞いたのですけれども、今もそれは変わっていないのかどうか。そうなりますと、変わっていないとすれば、自治体ごとに保険料を安くするために、一般会計から繰り入れをするのですね。そうすることによって、税率を下げることができるという、アンバランスな、それぞれの自治体間でのバランスが、崩れるということもある訳です。

それで、昨年、私はできれば町村会等を通じて、道が保険者になる場合については、道内一律、同じ後期高齢者保険と同じような形で、一律、同じ税率を用いるべきだということで、要望してみてもという話をしていたような気もするのですが、その辺はどうなっていますか。変わらず、それぞれの自治体で保険料率を決めるということは、以前と変わっていないのでしょうか。変わっているのであれば、変わっているなりに、変わっていないならば、変わっていないなりにその状況を。そして、今後、それについて町村会等を通じて道に申し入れをするのかどうかをお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 国保制度の改革の内容ですけれども、昨年ちょうど、5月に法が通りまして、国民健康保険法の一部を改正する法律ということで、これが改正になりまして、平成30年から国保が都道府県化されることになっております。この背景には、市町村がこれまで個別に実施してきたのですけれども、なかなか、小規模保険者が多く、財政的に医療費の増高とか含んで、なかなか難しいので、それである程度、大きくして財政運営上の部分を安定的にやっていこう、というのが主たる目的でございます。それに併せて、昨年度から国の財政支援ということで、出てきております。本年度も、財政支援という形で、各種制度が出てきていて、後ほど、説明させていただきますけれども、30年に向けた環境作りを、今、やっている最中でありまして。中身としては、30年度に都道府県が財政運営の責任の主体になることになっております。国保の役割分担がされて、市町村においては、地域と身近な窓口ということで、資格管理、当然、社会保険に入ったとか、生まれたとか、亡くなられたとか、資格の関係と保険の給付と賦課の決定と徴収、あと、保険事業を引き続き担うということになっております。

現在、北海道の市町村は、国保運営の統一的なルール、どうやって、今後やっていくかということ、30年に向けて、今、国保の運営方針の策定をしております。その中には北海道、保険者の代表が入ってまして、色々、システムの問題とか、給付の関係とか、具体的な全体のバランスの話も含めて、協議して役割分担を整理しているところです。これについては、平成29年1月に市町村の意見等を踏まえて、北海道国民健康保険運営方針として、素案が示されるというような流れになっております。いずれ、制度発足以来、大きな改正ですので、保険者のみならず、被保険者の方々からの税負担ということで気になっております。

要望の話ですけれども、実際問題としては、標準的な保険料を決めるということで、ただ、それより、現在より安くしている町村は、先ほどお話ありましたけれども、多くが赤字とか繰り入れとかして、安く保険料を抑えていると。逆にいうと、高いところというのは、独立採算性という形でやったりとか、所得が高いことによって、その平均が高くなっている部分がありますが、浜中町は、どちらかというと後者の方かなと思います。管内で一番高い状態ですから。この分を安くする方法は、色々、システムがこれからできてきます。というのは、収納率ですね。収納率が一定程度高くなると、保険料負担を圧縮できますので、それで、調定額を下げた保険料を下げられるという方法ですね。

標準保険料がありますけれども、それよりも更に下げると。あと、健康関係で、例えば、特定検診の受診率が、ある程度いくと下げられます。あと、医療費抑制の取り組みに対して、独自の取り組みに対して、標準保険料を下げていくというのが、今後、想定されている中では、市町村が独自に下げる方法としては、そういう形になるのかなと思います。当初、単純に保険者は同じ区域にいるならば、例えば、隣の町に行っても、同じ保険料率というのが、後期高齢者と同じイメージで出ていたのですが、実際問題として、今、激減緩和で、急に上がる場所もありますが、その辺の財政支援も含めて、逆に、今まで頑張ってきたところには、収納率で頑張っているところについては、そういう部分での保険料を抑えるというような、仕組みづくりを、今、やっております。それを先ほど言っていた、運営方針の中に入れるといったのと、今年度から実際に、先行で収納率がある程度高いところについては、特別調整交付金という形で、交付されるような国の支援も700億円位、今回入れるようですけども、昨年、1,700億入れたのですが、今年、更に、増やすということで、そういう財源を今のうちから残しておいて、30年度に向けて減税財源とか、そういうところに回すというのもあるのかな、と事務方では考えております。

あと、要請活動ですけども、全体の国保連と、地方6団体等を含めて、国保の要請活動で、毎年、要請書を出しております。その中にもありますけれども、国保の安定的運営を国として、やはり、きちんと支援してくださいという要請になっております。当初予定していた私たちが、イメージしていたスケールメリットというものが、少し消えたのではないかなと否めない部分があると思いますが、今後、色々な情報が入ってきますので、その部分としては、保険者として意見反映していきたいなと思います。制度としては、今、北海道の中の枠組みの中で、どう運営するかというふうに動いてきています。制度の根本は変わっていないというのが実情です。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） はっきり言って変わっていないということですね。税収が頑張っている部分については、国の支援を入れていくよと。だから、それを貯めておいて30年度から税率を決める時に、その補填をなんらかの形で保険事業等で補うよというような事しかできないと思うのですが、結局はですね、今の課税システムと全く変わらないのですよね。市町村独自で独立採算性でやっているのと変わらない。何のために道が保険者になるのかといたら、小規模市町村を救うために、分母を大きくするためにし

かならないと思うので、言っても仕方ないと思うのですが、もし、今後、こういう動きがあるならば、来年度、まだ30年度ですから、次年度以降変わった動きがあるならば、逐次、お知らせを頂きたいと申し上げて、もし、それに対する回答があれば、お知らせして頂けるかという事に対してお答えして頂きたい。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 国に対する要望の資料が見つかりましたので、都道府県課に向けまして、国保関係団体の意見を、十分、反映するよというのと、財源確保を明確にするよという話で、要請活動をしておりますので、保険者として、今後の情報を十分に注意しながら、意見反映できる場面では、当然していくという形で、今後、対応していきたいと思っておりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第47号監査委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第47号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第47号監査委員の選任同意について、提案の理由をご説明

申し上げます。

識見を有する者から専任しております現監査委員の天木保洋氏は、今年25日をもって任期満了となり、ここに長年の監査委員としての御功労に深く感謝申し上げるものがあります。

この度、後任の監査委員に人格、識見高く社会的信望の厚い、霧多布東3条1丁目26番地の串田 明氏を選任いたしたく、ここに御提案申し上げたところであります。

串田氏は、昭和43年浜中漁業協同組合に勤務され、総務課長、総務部次長、総務部長、参事補を歴任され、平成13年から平成23年2月に定年退職するまで参事として活躍されました。串田氏は人格が高潔で財務管理、経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有していることから、公正な判断力をもって業務にあたり監査委員として最適人と認め、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を要しますので提案した次第であります。

なお、任期は、平成28年6月26日から平成32年6月25日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、選任に同意することに決定しました。

◎日程第18 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議員の派遣について議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に派遣することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成28年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 4時48分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員